

# 第4次坂戸市一般廃棄物処理基本計画 〔中間年次改訂版〕



令和3年3月

坂戸市

## は じ め に



これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、私たちに便利で快適な暮らしを提供してきましたが、一方で、こうした私たちのライフスタイルが、様々な環境問題を引き起こしています。

これらの環境問題を解決し、快適な生活を送るためには、従来の使い捨て型社会から、循環型社会への転換が求められております。

このような社会情勢の中、2015 年 9 月の国連サミットにおいて、「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、プラスチックごみによる海洋汚染や食品ロスなどの環境問題を含み、2030 年までに解決すべき 17 の目標と 169 のターゲットが示され、我が国においても、令和 2 年 7 月にレジ袋が有料化されるなど、積極的な取組が行われているところです。

本市では、令和 2 年 11 月に「坂戸市 SDGs 推進方針」を策定し、市域全体で SDGs の理念等に対する関心を高め、市民や団体、民間企業等との協働のまちづくりを更に推進するための基本的な方針を定め、各種個別計画の策定に当たっては、SDGs の理念の反映に努めることとしています。

そこで、第 4 次坂戸市一般廃棄物処理基本計画について、策定からおおむね 5 年が経過した中間年次改訂に当たり、社会情勢やライフスタイルの変化、新型コロナウイルス感染症によるごみ処理への影響などを踏まえた見直しを行うとともに、計画に沿った施策を推進していくことにより、国際社会共通の目標である SDGs の達成に向け、貢献してまいりたいと考えております。

また、安全・適正・効率的なごみ処理を継続するためには、収集・運搬、中間処理、最終処分など、廃棄物の処理全般について見直しを図っていく必要があります。特にごみ処理施設については、計画的な施設の維持管理だけでなく、ごみ処理の効率化等の観点から、広域的な処理を視野に入れた検討が重要となってまいります。

このような状況を踏まえ、今後 5 年間、この計画を基に、市民・事業者・市が連携し、循環型社会の確立に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定に当たり、多大なる御尽力を賜りました坂戸市廃棄物減量等推進審議会委員の皆様をはじめ、関係者皆様に心より感謝を申し上げますとともに、計画の推進に、一層の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和 3 年 3 月

坂戸市長 石 川 清

# 目 次

## 第1編 計画の概要と地域特性

### 第1章 計画の基本的な考え方

|     |             |   |
|-----|-------------|---|
| 1-1 | 計画（改訂）の目的   | 2 |
| 1-2 | 計画の位置づけ     | 2 |
| 1-3 | 計画の対象廃棄物    | 3 |
| 1-4 | 計画の期間及び目標年度 | 3 |

### 第2章 坂戸市の概要及びごみ処理の経緯

|     |           |   |
|-----|-----------|---|
| 2-1 | 地理的・地域的特徴 | 4 |
| 2-2 | 人口・世帯の推移  | 5 |
| 2-3 | 土地利用の状況   | 6 |
| 2-4 | 産業の状況     | 7 |
| 2-5 | ごみ処理の経緯   | 8 |

## 第2編 ごみ処理編

### 第1章 ごみ処理の現状と課題

|      |                       |    |
|------|-----------------------|----|
| 1-1  | ごみ処理の現状               | 14 |
| (1)  | ごみの分別区分               | 14 |
| (2)  | 指定ごみ・資源物収集袋           | 15 |
| (3)  | 家庭系ごみの排出方法            | 15 |
| (4)  | 家庭系ごみの収集・運搬           | 16 |
| (5)  | 事業系ごみ（事業系一般廃棄物）の収集・運搬 | 16 |
| (6)  | 適正処理困難物               | 17 |
| (7)  | 処理・処分体制               | 17 |
| (8)  | ごみ処理施設の状況             | 18 |
| (9)  | ごみ処理フロー               | 21 |
| (10) | ごみ排出量の推移              | 22 |
| (11) | リサイクルの状況              | 25 |
| (12) | 市民及び事業者との連携による取組の状況   | 26 |
| (13) | 最終処分量及び埋立状況           | 28 |
| (14) | ごみ処理経費の状況             | 28 |
| (15) | ごみ発生量及び処理量の実績（まとめ）    | 29 |
| 1-2  | 第4次計画の目標値の達成状況        | 30 |
| 1-3  | ごみ処理の課題               | 31 |

|              |    |
|--------------|----|
| (1) 発生抑制・減量化 | 31 |
| (2) リサイクル    | 31 |
| (3) 収集・運搬    | 31 |
| (4) 中間処理     | 32 |
| (5) 最終処分     | 32 |

## 第2章 基本理念・基本方針

|                  |    |
|------------------|----|
| 2-1 基本理念         | 33 |
| 2-2 基本方針         | 33 |
| 2-3 市民・事業者・行政の役割 | 34 |

## 第3章 減量化・資源化目標

|                    |    |
|--------------------|----|
| 3-1 目標設定の基本的な考え方   | 35 |
| (1) 将来予測（推計値）の算出方法 | 35 |
| (2) 目標値の項目         | 35 |
| 3-2 ごみ発生量の予測       | 36 |
| (1) 計画収集人口の予測      | 36 |
| (2) ごみ発生量の予測       | 37 |
| 3-3 数値目標           | 38 |
| (1) 国の達成目標         | 38 |
| (2) 埼玉県の達成目標       | 38 |
| (3) 本市の達成目標        | 39 |

## 第4章 施策の体系等

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 4-1 施策の体系                    | 40 |
| 4-2 重点的に取り組む項目               | 41 |
| (1) 基本方針1 市民・事業者との連携による取組の推進 | 41 |
| (2) 基本方針2 普及・啓発活動の充実         | 41 |
| (3) 基本方針3 減量化及び効率的なリサイクルの推進  | 42 |
| (4) 基本方針4 安全で適正な処理システムの構築    | 42 |
| 4-3 市民及び事業者の取組               | 43 |

## 第5章 収集・運搬・処理計画

|             |    |
|-------------|----|
| 5-1 収集・運搬計画 | 44 |
| 5-2 中間処理計画  | 45 |
| (1) 焼却処理    | 45 |
| (2) 破碎処理    | 45 |
| (3) 一時保管処理  | 46 |
| 5-3 最終処分計画  | 46 |

## **第3編 生活排水処理編**

### **第1章 生活排水処理の現状と課題**

|     |                 |    |
|-----|-----------------|----|
| 1-1 | 生活排水処理の現状       | 48 |
| (1) | 公共下水道の普及状況      | 49 |
| (2) | 生活排水の処理形態別人口の推移 | 49 |
| (3) | し尿及び浄化槽汚泥の排出状況  | 49 |
| (4) | し尿及び浄化槽汚泥処理の推移  | 51 |
| (5) | 合併処理浄化槽設置整備補助事業 | 51 |
| 1-2 | 生活排水処理の課題       | 51 |

### **第2章 生活排水処理の将来予測**

|     |                 |    |
|-----|-----------------|----|
| 2-1 | 生活排水の処理形態別人口の推計 | 52 |
| 2-2 | 計画原単位の設定        | 52 |
| 2-3 | 排出量の推計          | 52 |

### **第3章 生活排水処理計画**

|     |                    |    |
|-----|--------------------|----|
| 3-1 | 基本理念               | 53 |
| 3-2 | 基本方針               | 53 |
| 3-3 | 処理主体               | 54 |
| 3-4 | 処理目標               | 54 |
| 3-5 | し尿及び浄化槽汚泥の処理計画     | 54 |
| (1) | し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事項 | 54 |
| (2) | 収集運搬計画             | 55 |
| (3) | 中間処理計画             | 55 |
| (4) | 最終処分計画             | 55 |
| (5) | 資源化有効利用計画          | 55 |
| 3-6 | 市民に対する広報・啓発活動      | 56 |

## **第4編 進管理計画**

### **第1章 計画の進管理**

|     |            |    |
|-----|------------|----|
| 1-1 | 進管理システムの構築 | 58 |
| 1-2 | 進捗状況等の公表   | 59 |

### **第2章 計画の推進方策**

|     |                 |    |
|-----|-----------------|----|
| 2-1 | 一般廃棄物処理実施計画の策定  | 60 |
| 2-2 | 廃棄物減量等推進審議会への報告 | 60 |
| 2-3 | 広域的な連携          | 60 |

## 参考資料

|     |                              |    |
|-----|------------------------------|----|
| 資料1 | 坂戸市一般廃棄物処理基本計画（中間年次改訂）・策定の経過 | 62 |
| 資料2 | 坂戸市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて（諮問）   | 63 |
| 資料3 | 坂戸市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて（答申）   | 64 |
| 資料4 | 坂戸市廃棄物減量等推進審議会委員名簿           | 66 |
| 資料5 | 坂戸市一般廃棄物処理基本計画庁内検討委員会・委員名簿   | 67 |
| 資料6 | ごみ発生量の予測推計                   | 68 |
| 資料7 | 生活排水処理の予測推計                  | 70 |
| 資料8 | 市民意識調査（R2.3）の結果 ※一部抜粋        | 71 |
| 資料9 | 用語の解説                        | 77 |

## 第1編 計画の概要と地域特性

---

## 第 1 章 計画の基本的な考え方

## 1-1 計画（改訂）の目的

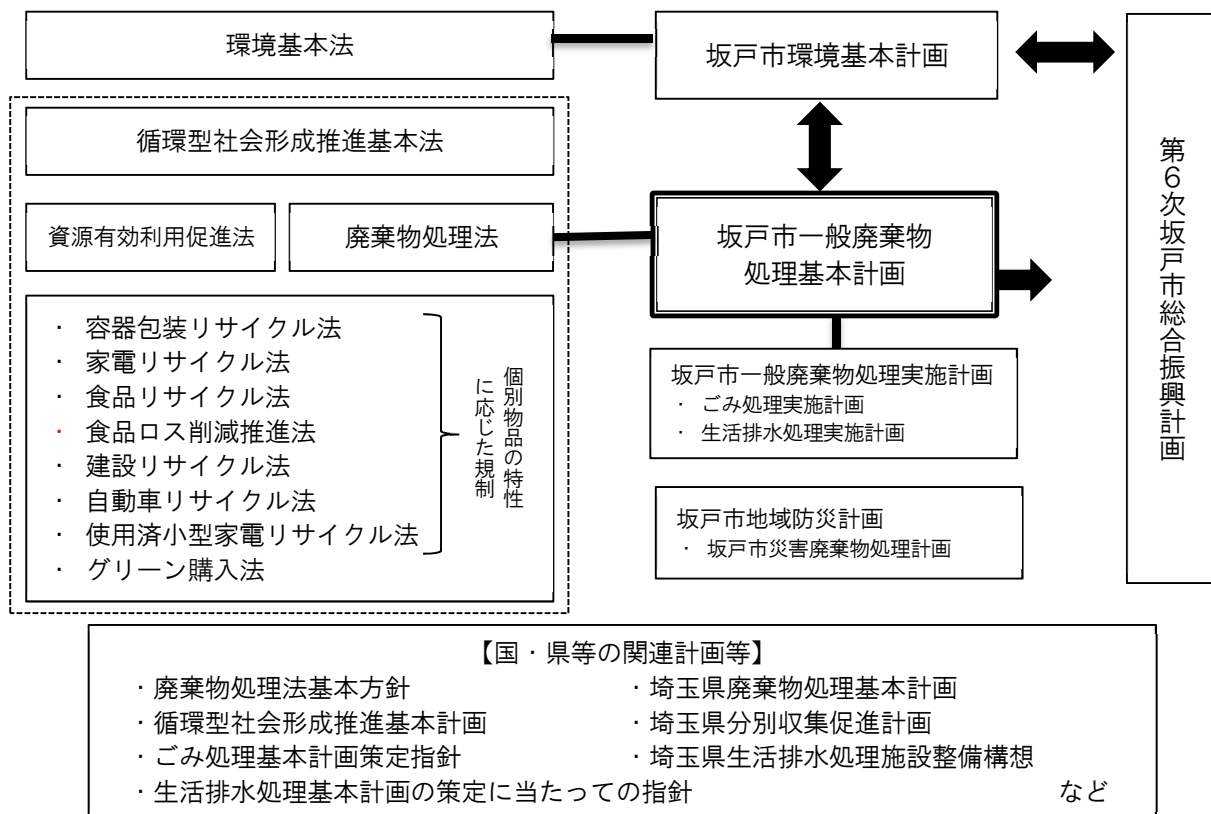
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」第 6 条第 1 項の規定により、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物※1 の処理に関する計画を定めなければならないこととされています。

本市では、平成 28 年 3 月に「みんなで取り組む廃棄物の減量と循環型社会の形成」を基本理念とする第 4 次坂戸市一般廃棄物処理基本計画（令和 7 年度を目標年度とする 10 年間の計画。以下「第 4 次計画」という。）を策定し、市民・事業者・行政の連携により、適切な廃棄物処理を推進してきました。

第4次計画の策定からおおむね5年が経過し、廃棄物処理を取り巻く社会情勢の変化や本市の現状等を踏まえた計画の見直しを行い、引き続き循環型社会の確立に向けて計画を推進していくために、今後5年間の計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

## 1-2 計画の位置付け

本計画の関係法令及び関係計画との位置付けは、次のとおりです。

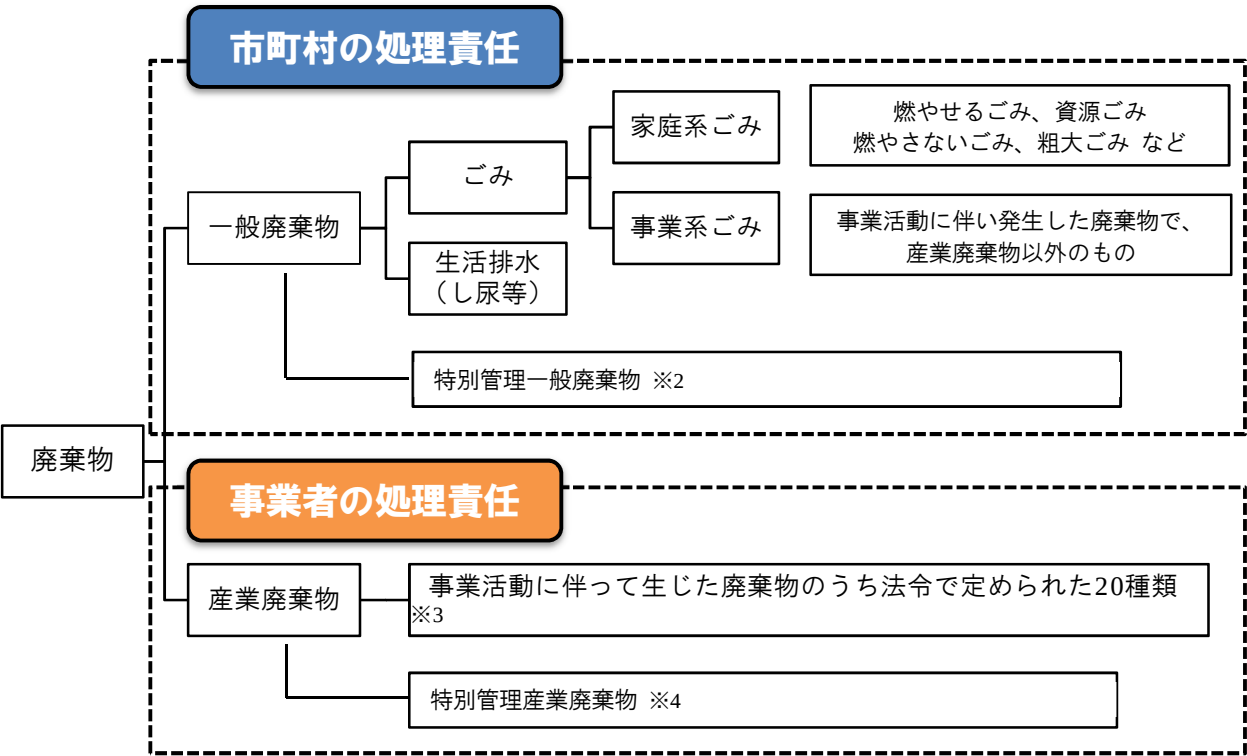


※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条において、廃棄物は「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。」と定義されており、一般廃棄物は、これらの廃棄物の中で同法や政令等において産業廃棄物に該当しないものを示すと定義されています。



1-3 計画の対象廃棄物

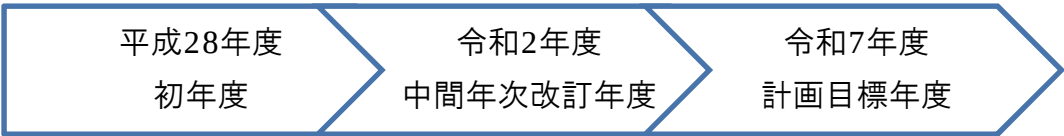
本計画において対象とする廃棄物は、生活排水を含む「一般廃棄物」です。



1-4 計画の期間及び目標年度

本計画は、第4次計画に位置付けられている令和7年度を目標年度とする5年間の計画として策定するものとします。

なお、上位計画、関連計画等との整合を図りながら、諸条件に大きな変動が生じた際は、その都度見直しを行うものとします。



※2 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（PCB使用部品）、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物

※3 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、汚泥のコンクリート固形化物など産業廃棄物を処分するために処理したもの

※4 爆発物、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（有害物質を含む廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物など）

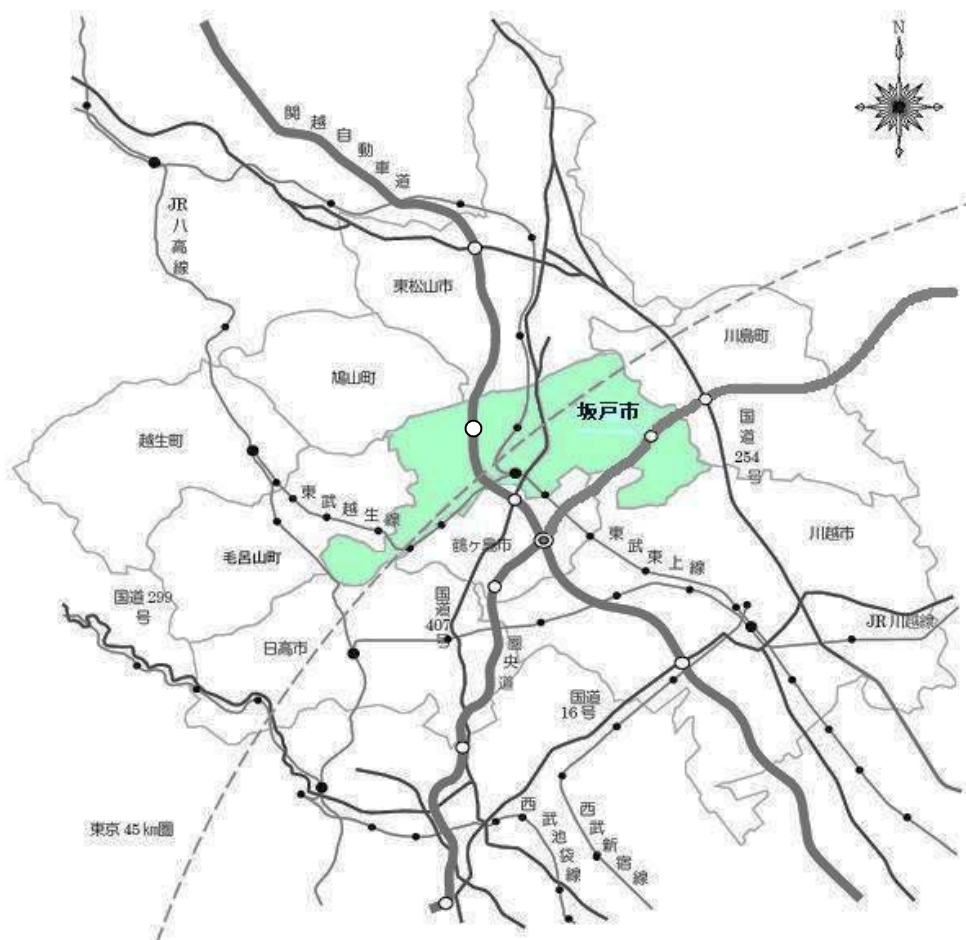
## 第 2 章 坂戸市の概要及びごみ処理の経緯

## 2-1 地理的・地域的特徴

坂戸市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、地勢はおおむね平坦であり、秩父山系から清流として知られる高麗川が南西から東へ流れています。

市域は、東西が12.7キロメートル、南北が9.3キロメートル、面積が4,102ヘクタールに及んでおり、周囲は東が比企郡川島町、西が日高市・入間郡毛呂山町、南が川越市・鶴ヶ島市、北は東松山市・比企郡鳩山町と接しています。

地形はおおむね平坦で、西部には秩父山系の先端が伸びて市の平野部の間に突出し、その先端は城山（海拔 113.4 メートル）となっています。この丘陵を背にして高麗川が東に流れ、北部で越辺川と合流した後に南下し、さらに市の東端で入間川に合流して荒川に流入しています。



～ 坂戸市の位置 ～

## 2-2 人口・世帯の推移

本市の過去5年間の人口は次のとおりです。

近年、人口全体での減少傾向が見られますが、65歳以上の高齢者人口は増加が続いており、1世帯当たりの世帯人数の減少が見られます。

【人口及び世帯数の推移（住民基本台帳より）】

（各年4月1日現在）

| 年度   | 世帯数    | 人口(人)   |        |        |             | 1世帯当たりの<br>世帯人員(人) |
|------|--------|---------|--------|--------|-------------|--------------------|
|      |        | 総数      | 男      | 女      | 対前年度<br>増加率 |                    |
| 平成27 | 43,618 | 101,031 | 50,757 | 50,274 | 0.093%      | 2.32               |
| 平成28 | 44,326 | 101,320 | 50,919 | 50,401 | 0.286%      | 2.29               |
| 平成29 | 44,891 | 101,377 | 50,873 | 50,504 | 0.056%      | 2.26               |
| 平成30 | 45,364 | 101,054 | 50,674 | 50,380 | △0.319%     | 2.23               |
| 令和元  | 45,892 | 101,029 | 50,586 | 50,443 | △0.025%     | 2.20               |

【人口構成の推移（住民基本台帳より）】

（各年4月1日現在）

| 区分<br>年度 | 人 口 ※( )内は構成率   |                 |                 |                   | 世帯数    |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|--------|
|          | 14歳以下           | 15～64歳          | 65歳以上           | 合 計               |        |
| 平成27     | 13,299<br>(13%) | 61,542<br>(61%) | 26,190<br>(26%) | 101,031<br>(100%) | 43,618 |
| 平成28     | 13,166<br>(13%) | 60,869<br>(60%) | 27,285<br>(27%) | 101,320<br>(100%) | 44,326 |
| 平成29     | 12,997<br>(13%) | 60,331<br>(59%) | 28,049<br>(28%) | 101,377<br>(100%) | 44,891 |
| 平成30     | 12,660<br>(13%) | 59,696<br>(59%) | 28,698<br>(28%) | 101,054<br>(100%) | 45,364 |
| 令和元      | 12,343<br>(12%) | 59,413<br>(59%) | 29,273<br>(29%) | 101,029<br>(100%) | 45,892 |

## 2-3 土地利用の状況

本市の総面積は 4,102 ヘクタールとなり、宅地面積が増加の傾向にある反面、田・畑などは減少傾向にあります。

本市の地目別土地面積の 5 年間の推移及び用途別面積は次のとおりです。

### ■ 地目別土地面積の推移（各年 1 月 1 日現在）

（面積：ha、率：％）

| 区分  |    | 平成 26   | 平成 27   | 平成 28   | 平成 29   | 平成 30   |
|-----|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 田   | 面積 | 697.2   | 681.3   | 680.2   | 678.1   | 678.2   |
|     | 率  | 17.0    | 16.6    | 16.6    | 16.5    | 16.5    |
| 畑   | 面積 | 658.6   | 647.0   | 644.6   | 642.4   | 642.3   |
|     | 率  | 16.1    | 15.8    | 15.7    | 15.7    | 15.7    |
| 宅地  | 面積 | 1,025.9 | 1,039.2 | 1,046.8 | 1,063.0 | 1,062.9 |
|     | 率  | 25.0    | 25.3    | 25.5    | 25.9    | 25.9    |
| 池沼  | 面積 | 4.8     | 4.5     | 4.1     | 4.1     | 4.0     |
|     | 率  | 0.1     | 0.1     | 0.1     | 0.1     | 0.1     |
| 山林  | 面積 | 124.2   | 121.0   | 119.7   | 114.3   | 114.3   |
|     | 率  | 3.0     | 3.0     | 2.9     | 2.8     | 2.8     |
| 原野  | 面積 | 68.6    | 68.1    | 67.3    | 68.0    | 68.0    |
|     | 率  | 1.7     | 1.7     | 1.7     | 1.7     | 1.7     |
| 雑種地 | 面積 | 251.0   | 264.4   | 262.0   | 245.6   | 245.7   |
|     | 率  | 6.1     | 6.4     | 6.4     | 6.0     | 6.0     |
| その他 | 面積 | 1,271.7 | 1,276.5 | 1,277.3 | 1,286.5 | 1,286.6 |
|     | 率  | 31.0    | 31.1    | 31.1    | 31.3    | 31.3    |
| 総面積 |    | 4,102.0 | 4,102.0 | 4,102.0 | 4,102.0 | 4,102.0 |

### ■ 都市計画用途別面積の状況（平成 30 年 7 月現在 ※ 統計坂戸平成 30 年版より）

| 区 分           |               | 面積（ha）    | 構成比（％） |
|---------------|---------------|-----------|--------|
| 都 市 計 画 区 域   |               | 4,097.0※5 | 100.0  |
| 市 街 化 区 域     | 市 街 化 区 域 合 計 | 1,068.5   | 26.1   |
|               | 第一種低層住居専用地域   | 263.8     | 6.4    |
|               | 第一種中高層住居専用地域  | 166.7     | 4.1    |
|               | 第二種中高層住居専用地域  | 52.9      | 1.3    |
|               | 第一種住居地域       | 211.2     | 5.2    |
|               | 第二種住居地域       | 59.2      | 1.4    |
|               | 準住居地域         | 40.9      | 1.0    |
|               | 近隣商業地域        | 23.6      | 0.6    |
|               | 商業地域          | 34.0      | 0.8    |
|               | 準工業地域         | 114.9     | 2.8    |
|               | 工業地域          | 51.3      | 1.3    |
|               | 工業専用地域        | 50.0      | 1.2    |
| 市 街 化 調 整 区 域 |               | 3,028.5   | 73.9   |

※5 平成 26 年度に実施された国土調査により地積校正があり、現在では 4,102 ヘクタールとなりますが、都市計画区域の変更がされていないため、校正前の 4,097 ヘクタールの表記となっています。

## 2-4 産業の状況

直近3回の国勢調査では、産業別就業人口の総数は減少傾向を示しています。

本市の産業別就業人口の推移は次のとおりです。

| 産業の区分        |             | 平成 17  | 平成 22  | 平成 27  |
|--------------|-------------|--------|--------|--------|
| 第 1 次 産 業 ※6 | 人 口 ( 人 )   | 808    | 565    | 571    |
|              | 構 成 比 ( % ) | 1.7    | 1.2    | 1.2    |
| 第 2 次 産 業 ※7 | 人 口 ( 人 )   | 14,556 | 13,008 | 12,628 |
|              | 構 成 比 ( % ) | 30.1   | 27.4   | 27.1   |
| 第 3 次 産 業 ※8 | 人 口 ( 人 )   | 31,961 | 30,731 | 30,920 |
|              | 構 成 比 ( % ) | 66.2   | 64.7   | 66.3   |
| 計            | 人 口 ( 人 )   | 48,294 | 47,522 | 46,614 |

※ 就業者総数には分類不能の産業を含むため、各産業の集計と総数は一致しない。(資料：国勢調査)



※6 農業、林業、漁業

※7 鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業

※8 電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業・飲食業、不動産業、サービス業、公務

## 2-5 ごみ処理の経緯

本市のごみ処理・処分等に関する主な経緯は次のとおりです。

| 年 月          | 処 理 ・ 処 分 施 設                                       | 収 集 ・ 分 別 等                         |
|--------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 昭和 38 年      | 焼却施設（4t/8h）を建設                                      | ごみ収集車 1 台で市内市街地の収集を開始（可燃物のみ週 1 回）   |
| 昭和 40 年      | 焼却炉を 8t/8h に増設                                      | —                                   |
| 昭和 46 年 6 月  | 焼却施設（40t/8h）を新設                                     | —                                   |
| 昭和 46 年 8 月  | —                                                   | 分別区分を可燃物と不燃物とし、収集車 4 台で市内全域を収集      |
| 昭和 47 年 4 月  | —                                                   | 事業系ごみの手数料を 30 円／10 kg とする。          |
| 昭和 50 年      | —                                                   | ビン・ガラス類及び金物類の分別を開始し、分別区分を 3 区分とする。  |
| 昭和 50 年 9 月  | 焼却施設（60t/8h）を増設し処理能力 100t/8h へ                      | —                                   |
| 昭和 52 年 4 月  | —                                                   | 事業系ごみの手数料を 40 円／10 kg に改定           |
| 昭和 54 年      | —                                                   | 大型ごみ分別を開始し、分別区分を 4 区分とする。           |
| 昭和 57 年      | 粗大ごみ処理施設（40t/5h）を建設                                 | —                                   |
| 昭和 59 年 10 月 | —                                                   | 廃乾電池の分別を開始し、分別区分を 5 区分とする。          |
| 昭和 60 年 4 月  | —                                                   | 家庭用生ごみ処理器補助金交付要綱を制定                 |
| 昭和 61 年 4 月  | —                                                   | 資源集団回収事業報償金交付要綱を制定                  |
| 昭和 61 年 10 月 | 廃プラスチック減容化施設（15t/5h）を建設                             | プラスチック類の分別を開始し、分別区分を 6 区分とする。       |
| 昭和 62 年 3 月  | 東清掃センター焼却施設（70t/16h）を建設                             | —                                   |
| 平成 2 年       | —                                                   | 一般廃棄物処理基本計画策定（第 1 次）                |
| 平成 2 年 5 月   | —                                                   | 新聞・雑誌・段ボールの古紙を資源として分別を開始する（直接搬入のみ）。 |
| 平成 3 年 4 月   | —                                                   | 蛍光管類の分別を開始し、分別区分を 7 区分とする。          |
| 平成 5 年 3 月   | サツキクリーンセンター（最終処分場）を建設（埋立容量 205,082 m <sup>3</sup> ） | —                                   |
| 平成 6 年 5 月   | —                                                   | フロンガスの回収を開始                         |
| 平成 6 年 7 月   | 西清掃センター焼却施設（80t/24h、灰溶融炉：9.6t/24h）を建設               | —                                   |



| 年 月      | 処 理 ・ 処 分 施 設                                           | 収 集 ・ 分 別 等                                                                               |
|----------|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成9年4月   | —                                                       | 事業系ごみの手数料を 100 円/10 kg に改定                                                                |
| 平成10年4月  | —                                                       | ・ 資源集団回収事業取扱業者報償金<br>交付要綱を制定<br>・ 家庭用生ごみ処理器補助金交付要<br>綱へ「電気式生ごみ処理機」を追加<br>・ ごみ袋の透明、半透明化を実施 |
| 平成12年3月  | —                                                       | 坂戸市一般廃棄物（ごみ）処理基本<br>計画策定（第2次）                                                             |
| 平成12年4月  | —                                                       | ペットボトルの分別を開始し、分別<br>区分を8区分とする。                                                            |
| 平成13年4月  | —                                                       | 家電リサイクル法の施行により、フ<br>ロンガスの回収を終了                                                            |
| 平成13年10月 | —                                                       | ・ 古紙、古布類の分別を開始し、分<br>別区分を10種14分別とする。<br>・ 粗大ごみの有料化による戸別収集<br>を開始（粗大ごみ予約センター開<br>設）        |
| 平成14年3月  | 東清掃センター焼却施設ダイオキ<br>シン対策整備工事が完了                          | —                                                                                         |
| 平成14年4月  | 焼却灰の資源化を図るため、セメン<br>ト材料として活用を開始し、同時に<br>西清掃センターの灰溶融炉を休止 | —                                                                                         |
| 平成15年4月  | —                                                       | 事業系ごみの手数料を 200 円/<br>10kg に改定                                                             |
| 平成15年10月 | —                                                       | ごみ減量スローガン「人・まち・ス<br>リム100」を決定し、市民へごみ減<br>量をPRする。                                          |
| 平成15年12月 | —                                                       | 資源物の横取り防止を図るため条<br>例改正                                                                    |
| 平成16年3月  | 清掃センター焼却炉（40t/8h）の撤<br>去工事が完了                           | —                                                                                         |
| 平成16年4月  | 廃プラスチック減容化施設を休止                                         | ・ 容器包装プラスチックの分別開始<br>に併せ分別区分を大幅に変更。11<br>種15分別とする。<br>・ 坂戸市指定袋を導入                         |
| 平成17年4月  | 東清掃センター焼却施設の1炉を<br>休止                                   | 高齢者、身体障害者を対象としたふ<br>れあい収集事業を開始                                                            |
| 平成18年1月  | —                                                       | 緑と花と清流基金を創設                                                                               |
| 平成18年3月  | —                                                       | 坂戸市一般廃棄物処理基本計画策<br>定（第3次）                                                                 |
| 平成18年4月  | 東清掃センター焼却施設の休止                                          | —                                                                                         |
| 平成18年6月  | —                                                       | せん定枝チップ機貸出事業を開始                                                                           |

| 年 月          | 処 理 ・ 処 分 施 設                                            | 収 集 ・ 分 別 等                                                                        |
|--------------|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 19 年 4 月  | —                                                        | 冬物衣類を資源布として受け入れ<br>拡大                                                              |
| 平成 19 年 6 月  | —                                                        | ・ 第 5 期坂戸市分別収集計画策定<br>・ 坂戸市エコショップ認定制度を創<br>設<br>・ レジ袋ゼロ運動の開始                       |
| 平成 20 年 5 月  | —                                                        | リサイクルガイドを作成                                                                        |
| 平成 20 年 5 月  | —                                                        | サツキクリーンセンターの埋立処<br>分終了日の変更に係る届出書を埼<br>玉県に提出（令和 14 年 5 月まで延<br>長）                   |
| 平成 20 年 8 月  | —                                                        | 災害廃棄物処理計画を策定                                                                       |
| 平成 20 年 10 月 | —                                                        | ごみ減量実践モデル地区指定事業<br>開始                                                              |
| 平成 21 年 4 月  | —                                                        | ・ 資源物収集袋の外袋を廃乾電池・<br>ライター収集袋として利用開始<br>・ 清掃センター内の暫定的なストッ<br>クヤード機能を東清掃センター内<br>へ移転 |
| 平成 22 年 4 月  | —                                                        | 家庭ごみ・資源物収集カレンダーを<br>地区別に作成配布<br>（A-1.A-2.B-1.B-2）                                  |
| 平成 22 年 6 月  | —                                                        | 第 6 期坂戸市分別収集計画策定                                                                   |
| 平成 22 年 10 月 | —                                                        | 事業系ごみの手数料を 230 円／<br>10kg に改定                                                      |
| 平成 23 年 3 月  | —                                                        | 坂戸市一般廃棄物処理基本計画（第<br>3 次計画・中間年次改訂版）策定                                               |
| 平成 25 年 6 月  | —                                                        | 第 7 期坂戸市分別収集計画策定                                                                   |
| 平成 26 年 1 月  | —                                                        | 使用済小型家電リサイクル事業開<br>始<br>分別区分（12 種 16 分別に変更）                                        |
| 平成 27 年 3 月  | —                                                        | 災害廃棄物処理計画改訂                                                                        |
| 平成 28 年 3 月  | —                                                        | 坂戸市一般廃棄物処理基本計画策<br>定（第 4 次）                                                        |
| 平成 28 年 6 月  | —                                                        | 第 8 期坂戸市分別収集計画策定                                                                   |
| 平成 29 年 3 月  | 西清掃センター焼却施設基幹的設<br>備改良工事完了<br>小型蒸気発電機（最大出力 160kWh）<br>設置 | —                                                                                  |



| 年 月         | 処 理 ・ 処 分 施 設 | 収 集 ・ 分 別 等                                   |
|-------------|---------------|-----------------------------------------------|
| 平成 29 年 4 月 | —             | 収集・運搬業務の全面委託を開始<br>蛍光管類の集積所への排出開始             |
| 平成 31 年 3 月 | —             | ・ 坂戸市資源集団回収事業報償金交付要綱を廃止<br>・ 坂戸市資源集団回収報償事業の終了 |
| 令和元年 6 月    | —             | 第9期坂戸市分別収集計画策定                                |
| 令和元年 10 月   | —             | 事業系ごみの手数料を 240 円／10kg に改定                     |
| 令和 2 年 2 月  | —             | 埼玉県西部環境保全組合とごみ処理に関する相互協定を締結                   |
| 令和 3 年 3 月  | 清掃センター解体工事が完了 | 坂戸市一般廃棄物処理基本計画（第4次計画・中間年次改訂版）策定               |

## 第 2 編 ごみ処理編



## 第1章 ごみ処理の現状と課題

### 1-1 ごみ処理の現状

#### (1) ごみの分別区分

本市では、平成16年度から分別区分の大幅な見直しを行い、11種15分別による分別を開始しましたが、使用済小型家電リサイクル法の施行に伴い、平成26年1月からは12種16分別による分別に変更しました。現在のごみの分別区分は、次のとおりです。

| No. | 分別区分            |           | 主なもの                          |
|-----|-----------------|-----------|-------------------------------|
| ①   | 資源物<br>(7種11分別) | 資源プラスチック  | 識別マークの付いたプラスチック製の容器や包装物       |
| ②   |                 | 資源ペットボトル  | 飲料、酒類、しょう油、みりんなど              |
| ③   |                 | 資源カン      | 飲料、缶詰、スプレー缶などのスチール・アルミ缶       |
| ④   |                 | 資源ビン      | 飲料用のビン、化粧品のビン（乳白色は除く。）        |
| ⑤   |                 | 資源紙       | 雑誌（雑がみ）                       |
| ⑥   |                 |           | 新聞                            |
| ⑦   |                 |           | ダンボール                         |
| ⑧   |                 |           | 紙パック                          |
| ⑨   |                 | 資源布       | 古着                            |
| ⑩   |                 |           | 古布                            |
| ⑪   |                 | 使用済小型家電   | 指定16品目 ※9                     |
| ⑫   | ごみ<br>(5種5分別)   | 燃やせるごみ    | 生ごみ、資源物以外の紙・布くず、木片・小枝、革製品など   |
| ⑬   |                 | 燃やさないごみ   | 資源物以外のプラスチック製品、金物類、ガラス類、せともの類 |
| ⑭   |                 | 粗大ごみ      | 原則、一辺が60cm以上のもので品目ごとに定めたもの    |
| ⑮   |                 | 廃乾電池・ライター | 乾電池、ライター                      |
| ⑯   |                 | 蛍光管類      | 蛍光管、蛍光電球、体温計（水銀使用）            |

※9 本市では、携帯電話・PHS、電話機、電子辞書、ETC搭載ユニット、据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯音楽プレーヤー（フラッシュメモリー・HDD）、CD・MDプレーヤー、VICSユニット（電気コード類含む）、IC・テープレコーダーの16品目を対象としています。

## (2) 指定ごみ・資源物収集袋

本市では、平成16年度から分別区分の大幅な見直しに伴い、指定収集袋を導入しています。

指定袋は販売登録店で販売しており、種類は次のとおりです。

| 種類      | 色      | 容量(単位:ℓ)    |
|---------|--------|-------------|
| 燃やせるごみ  | 赤(半透明) | 10、20、30、45 |
| 燃やさないごみ | 青(半透明) | 20、30、45    |
| 資源物     | 黄(半透明) | 20、30、45    |

参考：燃やせるごみ及び資源物については、事業者用として坂戸市商工会において90リットルサイズの認定指定袋を作成し、販売しています。

## (3) 家庭系ごみの排出方法

家庭系ごみは、市内2,424か所(令和元年度現在)に設置された集積所及び拠点専用集積場所への搬出、ごみ処理施設への直接搬入等により排出することとなっています。

区分別の排出方法は、次のとおりです。

| 区 分 |                               | 排出時間         | 排出方法(指定袋)                           |
|-----|-------------------------------|--------------|-------------------------------------|
| ごみ  | 燃やせるごみ                        | 午前8時30分まで    | 燃やせるごみ収集袋(赤)                        |
|     | 燃やさないごみ                       | 午前8時30分まで    | 燃やさないごみ収集袋(青)                       |
|     | 粗大ごみ                          | 指定時間         | 事前予約による有料の戸別収集※10<br>又は東清掃センターに自己搬入 |
|     | 廃乾電池・ライター                     | 午前8時30分まで    | 資源物収集袋の外袋(黄)※11                     |
|     | 蛍光灯類                          | 午前8時30分まで    | 購入時のケース又は新聞紙に包み排出                   |
| 資源物 | 資源プラスチック                      | 午前8時30分まで    | 資源物収集袋(黄)                           |
|     | 資源カン・ビン                       | 午前8時30分まで    | 資源物収集袋(黄)                           |
|     | 資源ペットボトル                      | 午前8時30分まで    | 資源物収集袋(黄)                           |
|     | 資源紙<br>(新聞、雑誌・雑がみ、ダンボール、紙バック) | 午前8時30分まで    | 分別項目ごとにひも等で束ねて排出<br>※12             |
|     | 資源布                           | 午前8時30分まで    | 資源物収集袋(黄)                           |
|     | 使用済小型家電                       | 施設の開館時間に準じる。 | 拠点専用集積所 ※13                         |

### 【自己搬入する際の手数料】

50kgまでは無料。50kgを超える分は10kgにつき100円を加算。ただし、資源紙及び資源布は無料となります。

### 【粗大ごみの事前予約による有料戸別収集に係る手数料】

品目ごとに受け入れられる種類と金額(200円～1,500円)が設定されています。

※10 粗大ごみ戸別収集予約センター(委託)により、電話予約による有料戸別収集を実施しています。

※11 以前は、市が作成・無料配布した専用の収集袋(緑)を使用していましたが、現在は資源物収集袋の外袋を使用することとなっています。

※12 資源紙のうち雑がみについては、紙袋、封筒等にまとめて、ひもでしばって排出することも可能です。

※13 使用済小型家電については、公民館などの屋内に専用の回収ボックスを設置し、回収しています。

**(4) 家庭系ごみの収集・運搬**

市内を4地区に分けた収集区域を設定し、次のとおり収集・運搬を行っています。

また、集積所への排出が困難な高齢者及び障害者に対して、ふれあい収集※14として戸別収集を実施しています。

| 区 分 |           | 収集頻度      | 収集形態 | 収集方法                         |
|-----|-----------|-----------|------|------------------------------|
| ごみ  | 燃やせるごみ    | 週2回       | 委託   | ステーション方式 ※15                 |
|     | 燃やさないごみ   | 月2回又は隔週1回 | 委託   | ステーション方式                     |
|     | 粗大ごみ      | 指定時間      | 直営   | 事前予約による有料の戸別収集又は東清掃センターに自己搬入 |
|     | 廃乾電池・ライター | 週1回       | 委託   | ステーション方式                     |
|     | 蛍光灯類      | 月2回       | 委託   | ステーション方式                     |
| 資源物 | 資源プラスチック  | 週1回       | 委託   | ステーション方式                     |
|     | 資源カン・ビン   | 隔週1回      | 委託   | ステーション方式                     |
|     | 資源ペットボトル  | 隔週1回      | 委託   | ステーション方式                     |
|     | 資源紙・資源布   | 月2回       | 委託   | ステーション方式                     |
|     | 使用済小型家電   | 随時        | 直営   | 拠点方式                         |

**【参考：ふれあい収集の実施状況】**

| 区 分   |      | 平成27  | 平成28  | 平成29  | 平成30  | 令和元   |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 高 齢 者 | 利用者数 | 171   | 179   | 194   | 197   | 216   |
|       | 利用回数 | 6,574 | 6,917 | 7,457 | 7,160 | 7,596 |
| 障 害 者 | 利用者数 | 8     | 8     | 11    | 10    | 8     |
|       | 利用回数 | 311   | 403   | 481   | 448   | 396   |

**(5) 事業系ごみ（事業系一般廃棄物）の収集・運搬**

事業系ごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定しており、事業者から排出される一般廃棄物については、家庭系ごみと同様に分別されたごみ・資源物に限り、指定袋又は認定指定袋を利用することを基本に有料で受け入れています。

収集・運搬に際しては、一般廃棄物収集・運搬許可業者へ処理を依頼するか事業者が直接施設へ搬入することとしており、多量に排出する事業者に対しては事前に相談するよう指導しています。

**《事業系一般廃棄物の処理手数料》**

|          |       |
|----------|-------|
| 10kg 当たり | 240 円 |
|----------|-------|

※14 平成17年度から集積所にごみを排出することが困難な高齢者及び障害者を認定し、粗大ごみを除いたごみの戸別収集（週に1回）を実施しています。

※15 各地区に設置されたごみ・資源物集積所に排出されたごみや資源物を回収する方式です。

## (6) 適正処理困難物

市で処理することが困難なもの（適正処理困難物）については、「坂戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第19条に該当する排出禁止物として取り扱うこととします。

また、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」、「資源有効利用促進法」及び業界による自主回収・リサイクル制度に該当する品目等については、それぞれの手法によるリサイクルを行うよう指導しています。

## (7) 処理・処分体制

収集し、及び施設に直接搬入されたごみ・資源物については、焼却・破碎・選別などの中間処理をした後、最終処分（埋立）を行っています。

処理の流れは、フローチャート（P21 参照）において示します。

### ① 中間処理

燃やせるごみは、西清掃センターの焼却施設で焼却しています。燃やさないごみ及び粗大ごみは、東清掃センターの粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理され、鉄・アルミを資源化しています。資源物は、東清掃センター（一部、西清掃センター）へ搬入し、一時保管後、委託業者により選別し、資源化しています。

### ② 最終処分

東清掃センターの粗大ごみ処理施設から発生する不燃残渣及び委託による資源カン・ビンの間処理（選別）の過程で発生する不燃残渣をサツキクリーンセンターで埋立処分しています。

#### 【参考：ごみ処理の広域化について】

ごみ処理の広域化については、環境省により示されたごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月）の中で広域的取組の推進を示しており、「適正な循環利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、他の地方公共団体及び民間事業者との連携等による広域的な取組を図るもの」としています。

この中で、「再生利用が可能なごみを広域的に集めることにより再生利用がより容易になる場合があること、焼却処理を選択している場合にはごみ処理施設の集約化による全連続炉化や大規模化等により更に効率的な熱回収が可能となること等の長所があるため、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保し、広域的な処理に対応するものとする。」としています。

また、環境省から平成31年3月に各都道府県あてに通知された、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」の中では、広域化・集約化の必要性について示されており、「都道府県が主体となり、管内市町村と密に連携して広域化・集約化計画を策定すること。」とされ、「2021年度末を目途に広域化・集約化計画の策定を目指すこと。」とされています。

## (8) ごみ処理施設の状況

## ① 中間処理施設

本市は、中間処理施設として「ごみ焼却施設」、「粗大ごみ処理施設」、「ストックヤード（一時保管施設）」、「廃プラスチック減容化施設」を有しています。

## ア ごみ焼却施設

現在、西清掃センターが稼働しており、東清掃センター焼却施設については、ごみ減量の成果により平成 18 年度から休止しています。

また、西清掃センターについては、施設稼働から 20 年が経過し、全体的な設備の損傷と経年劣化による老朽化が進んでいたことから、平成 26 年 9 月 25 日から平成 29 年 3 月 24 日までを工期とし、焼却施設基幹的設備改良工事を実施しました。この工事により施設の機能回復（灰溶融炉を除く。※16）を行い、工事完了後おおむね 15 年間の焼却施設の延命を図りました。

## ■ 東清掃センターごみ焼却施設の概要

| 項 目   | 内 容                                        |
|-------|--------------------------------------------|
| 施設名称  | 坂戸市東清掃センター                                 |
| 施設所管  | 坂戸市                                        |
| 所 在 地 | 坂戸市大字赤尾 2292 番地                            |
| 竣工年月  | 昭和 62 年 3 月                                |
| 処理能力  | 70t/24h (35t/24h×2 炉) ストーカ方式               |
| 敷地面積  | 29,049 m <sup>2</sup>                      |
| 主な経過  | S62.3 焼却施設を建設 (70t/16h)                    |
|       | H14.3 焼却施設ダイオキシン対策整備工事完了 (70t/16h→70t/24h) |
|       | H17.4 焼却施設の 1 炉を休止                         |
|       | H18.4 焼却施設の完全休止                            |

## ■ 西清掃センターごみ焼却施設の概要

| 項 目   | 内 容                                             |
|-------|-------------------------------------------------|
| 施設名称  | 坂戸市西清掃センター                                      |
| 施設所管  | 坂戸市                                             |
| 所 在 地 | 坂戸市につさい花みず木一丁目 5 番地                             |
| 竣工年月  | 平成 6 年 7 月                                      |
| 処理能力  | 80t/24h (40t/24h×2 炉) ストーカ方式                    |
| 敷地面積  | 10,000 m <sup>2</sup>                           |
| 主な経過  | H6.7 焼却施設 (80t/24h) 及び灰溶融炉 (9.6t/24h) を建設       |
|       | H14.4 焼却灰をセメント原料として資源化を開始<br>同時に西清掃センターの灰溶融炉を休止 |
|       | H26.9～H29.3 基幹的設備改良工事を実施                        |
|       | 余剰蒸気を利用した小型蒸気発電機 (最大出力 160kWh) を設置              |

※16 灰溶融炉は、焼却灰等を高温で溶かし（無害化し）、ガラス粒状のスラグにする設備ですが、現在、焼却灰等はセメント原料として資源化していることから、西清掃センター焼却施設基幹的設備改良工事では灰溶融炉の機能回復はしていません。

### イ 東清掃センター粗大ごみ処理施設

収集された粗大ごみ及び燃やさないごみを破碎・選別処理するための粗大ごみ処理施設を有しています。

#### ■ 東清掃センター 粗大ごみ処理施設の概要

| 項 目   | 内 容                 |
|-------|---------------------|
| 施設名称  | 坂戸市東清掃センター 粗大ごみ処理施設 |
| 施設所管  | 坂戸市                 |
| 所 在 地 | 坂戸市大字赤尾 2292 番地     |
| 竣工年月  | 昭和 57 年 3 月         |
| 処理能力  | 40t／5h              |
| 処理方式  | 複合圧縮剪断方式            |

### ウ スtockヤード（一時保管施設）

東清掃センター内に、資源プラスチック、資源カン、資源ビン、資源ペットボトル、資源紙、資源布及び蛍光管類のストックヤードを設け、収集後一時保管し、その後業者委託により選別を行い資源化及び再生利用を推進しています。

### エ 廃プラスチック減容化施設

東清掃センター内に廃プラスチック減容化施設※17を有していますが、平成16年4月から資源プラスチックの収集を開始したと合わせ、施設を休止しています。

## ② 最終処分場

最終処分場としてサツキクリーンセンターを有しており、東清掃センター粗大ごみ処理施設から発生する不燃残渣及び委託による資源カン・ビンの中間処理（選別）の過程で発生する不燃残渣を埋立処分しています。

また、ごみの減量や焼却灰のセメント原料化等による埋立量の減少に伴い、埋立期間の延長が図られています。

#### ■ サツキクリーンセンター（最終処分場）の概要

| 項 目   | 内 容                               |
|-------|-----------------------------------|
| 施設名称  | 坂戸市サツキクリーンセンター                    |
| 施設所管  | 坂戸市                               |
| 所 在 地 | 坂戸市大字紺屋 1629 番地 1                 |
| 竣工年月  | 平成 5 年 3 月                        |
| 埋立期間  | 令和 14 年 5 月                       |
| 敷地面積  | 82,789 m <sup>2</sup>             |
| 埋立面積  | 36,200 m <sup>2</sup>             |
| 埋立容量  | 205,082 m <sup>3</sup>            |
| 残余容量  | 106,760 m <sup>3</sup> （令和元年度末現在） |
| 埋立方法  | 準好気性埋立                            |
| 埋立対象物 | 焼却灰の溶融化物及び不燃残渣等                   |

※17 廃プラスチックなどの高分子系廃棄物を油圧プレス機により強力に圧縮固化し、スチールバンドで梱包処理するまでを自動で行う減容化のための施設です。



《ごみ処理施設の設置状況》

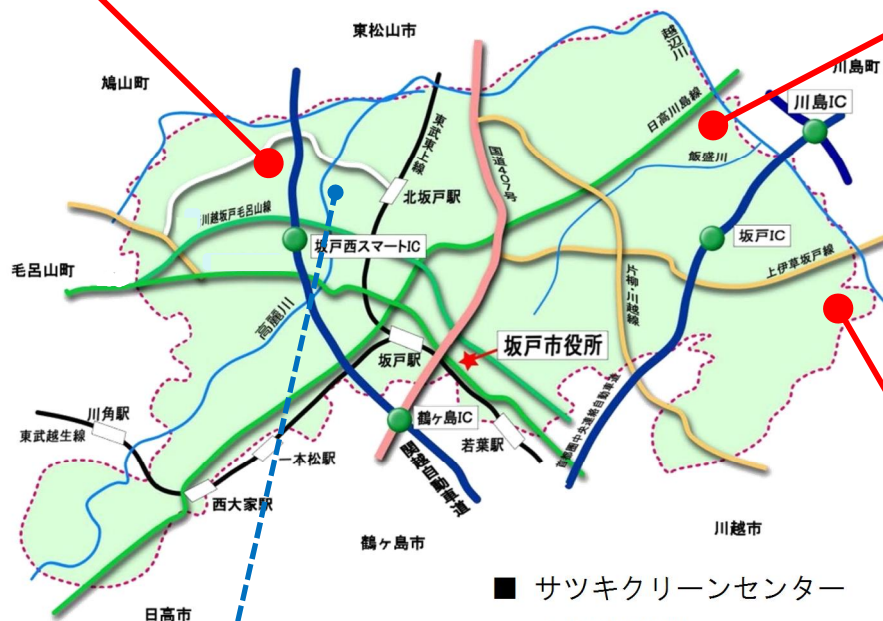
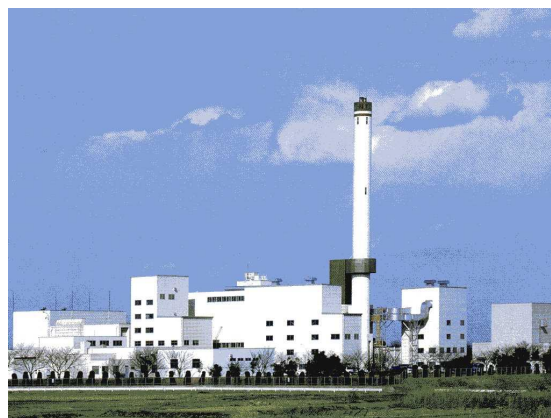
■ 西清掃センター

- ・ ごみ焼却施設



■ 東清掃センター

- ・ 粗大ごみ処理施設
- ・ スtockヤード ※ 一時保管施設
- ・ 廃プラスチック減容化施設（休止）
- ・ ごみ焼却施設（完全休止）



□ 環境学館いずみ

- ・ 環境学習施設



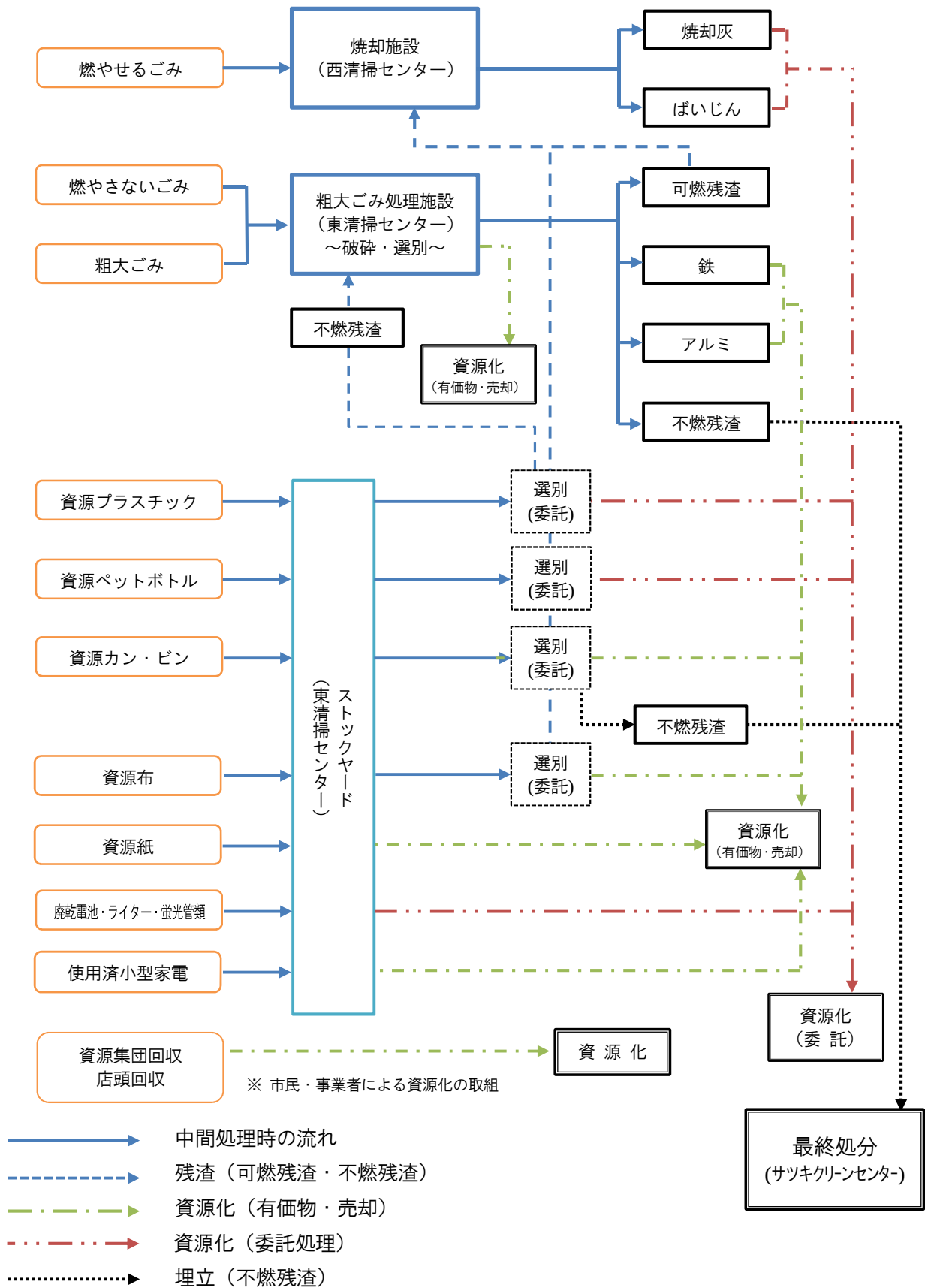
■ サツキクリーンセンター

- ・ 最終処分場



## (9) ごみ処理フロー

本市のごみ処理の流れをここに示します。



## (10) ごみ排出量の推移

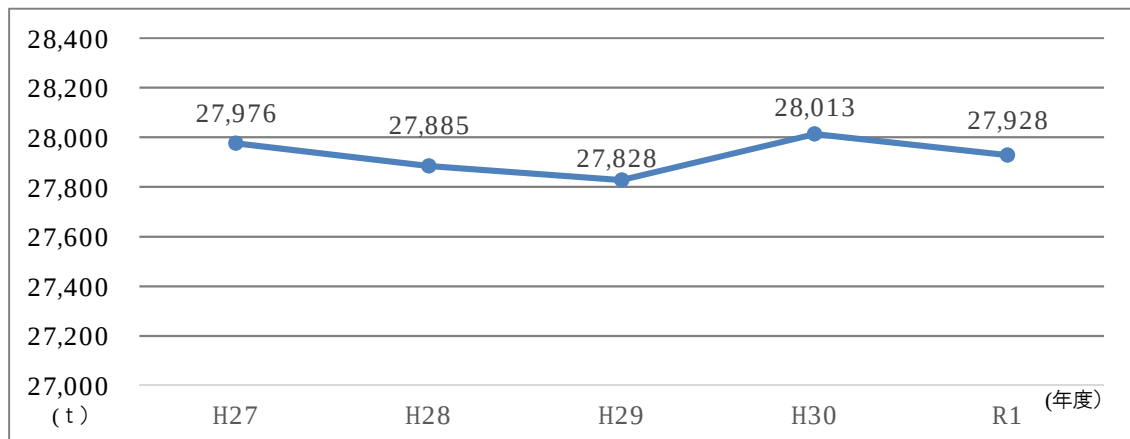
過去5年間のごみ排出量の推移は、以下のとおりです。

(単位：t)

|            | 区分             | 年度     |        |        |        |        |
|------------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            |                | 平成 27  | 平成 28  | 平成 29  | 平成 30  | 令和元    |
| ごみ         | 燃やせるごみ         | 20,029 | 20,288 | 20,339 | 20,472 | 20,284 |
|            | 燃やさないごみ        | 1,538  | 1,439  | 1,466  | 1,512  | 1,583  |
|            | 粗大ごみ           | 1,358  | 1,295  | 1,203  | 1,262  | 1,277  |
|            | 廃乾電池・ライター・蛍光管類 | 33     | 34     | 35     | 31     | 32     |
| 資源物        | 資源プラスチック       | 1,487  | 1,499  | 1,513  | 1,521  | 1,530  |
|            | 資源カン・ビン        | 995    | 941    | 966    | 912    | 868    |
|            | 資源ペットボトル       | 342    | 338    | 345    | 359    | 344    |
|            | 資源紙            | 1,885  | 1,734  | 1,653  | 1,634  | 1,707  |
|            | 資源布            | 253    | 249    | 251    | 255    | 278    |
|            | 使用済小型家電        | 56     | 68     | 57     | 55     | 25     |
| 排出量合計      |                | 27,976 | 27,885 | 27,828 | 28,013 | 27,928 |
|            | 家庭系            | 22,864 | 22,651 | 22,612 | 22,768 | 22,769 |
|            | 事業系            | 5,112  | 5,234  | 5,216  | 5,245  | 5,159  |
| 1人1日当り (g) |                | 754    | 753    | 751    | 758    | 754    |

※災害廃棄物を含まない。

■ 排出量合計の推移



※参考 令和元年度 令和元年台風第19号による災害ごみ排出量

災害廃棄物 (単位：t)

|               |       |
|---------------|-------|
| 燃やせるごみ・木製家具・畳 | 594   |
| 燃やさないごみ・粗大ごみ  | 216   |
| 稲わら           | 224   |
| その他           | 42    |
| 計             | 1,076 |

## ① 家庭系ごみの区分別排出量

過去5年間の家庭系ごみの区分別排出量は、以下のとおりです。

(単位：t)

| 年度<br>区分 |                | 平成 27  | 平成 28  | 平成 29  | 平成 30  | 令和元    |
|----------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ごみ       | 燃やせるごみ         | 15,257 | 15,323 | 15,362 | 15,431 | 15,327 |
|          | 燃やさないごみ        | 1,505  | 1,409  | 1,437  | 1,483  | 1,559  |
|          | 粗大ごみ           | 1,176  | 1,190  | 1,135  | 1,200  | 1,212  |
|          | 廃乾電池・ライター・蛍光管類 | 33     | 34     | 35     | 31     | 32     |
|          | 小計（ごみ）         | 17,971 | 17,956 | 17,969 | 18,145 | 18,130 |
| 資源物      | 資源プラスチック       | 1,421  | 1,425  | 1,423  | 1,438  | 1,444  |
|          | 資源カン・ビン        | 956    | 900    | 932    | 894    | 855    |
|          | 資源ペットボトル       | 336    | 332    | 337    | 352    | 338    |
|          | 資源紙            | 1,871  | 1,721  | 1,643  | 1,629  | 1,699  |
|          | 資源布            | 253    | 249    | 251    | 255    | 278    |
|          | 使用済小型家電        | 56     | 68     | 57     | 55     | 25     |
|          | 小計（資源物）        | 4,893  | 4,695  | 4,643  | 4,623  | 4,639  |
| 家庭系ごみ合計  |                | 22,864 | 22,651 | 22,612 | 22,768 | 22,769 |

## ② 事業系ごみの区分別排出量

過去5年間の事業系ごみの区分別排出量は、以下のとおりです。

(単位：t)

| 年度<br>区分 |          | 平成 27 | 平成 28 | 平成 29 | 平成 30 | 令和元   |
|----------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ごみ       | 燃やせるごみ   | 4,772 | 4,965 | 4,977 | 5,041 | 4,957 |
|          | 燃やさないごみ  | 33    | 30    | 29    | 29    | 24    |
|          | 粗大ごみ     | 182   | 105   | 68    | 62    | 65    |
|          | 小計（ごみ）   | 4,987 | 5,100 | 5,074 | 5,132 | 5,046 |
| 資源物      | 資源プラスチック | 66    | 74    | 90    | 83    | 86    |
|          | 資源カン・ビン  | 39    | 41    | 34    | 18    | 13    |
|          | 資源ペットボトル | 6     | 6     | 8     | 7     | 6     |
|          | 資源紙      | 14    | 13    | 10    | 5     | 8     |
|          | 小計（資源物）  | 125   | 134   | 142   | 113   | 113   |
| 事業系ごみ合計  |          | 5,112 | 5,234 | 5,216 | 5,245 | 5,159 |

## ② ごみ質分析(組成分析※18)の結果

本市では毎月1回、燃やせるごみのごみ質分析を行っています。

ごみ質分析は乾燥した重量の比率を計測するものであり、排出段階(湿重量)の割合とは異なることから、環境省により参考として示されている計算式※19を活用し、ごみの排出段階の推計値を算出しています。

過去5年間のごみ質分析の結果と排出段階の割合の推計値は、以下のとおりです。

### ア 組成分析の結果

(単位：％)

| 区分 \ 年度       | 平成 27 | 平成 28 | 平成 29 | 平成 30 | 令和元   |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 紙・布類          | 54.9  | 49.3  | 52.0  | 52.3  | 49.9  |
| ビニール・合成樹脂・ゴム類 | 21.2  | 19.7  | 19.4  | 21.6  | 23.9  |
| 木・竹・ワラ類       | 5.5   | 18.3  | 11.3  | 8.6   | 9.4   |
| 厨芥類           | 15.0  | 9.1   | 13.6  | 12.8  | 12.2  |
| 不燃物類          | 0.7   | 1.0   | 0.8   | 1.3   | 1.7   |
| その他           | 2.7   | 2.6   | 2.9   | 3.4   | 2.9   |
| 合 計           | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

### イ 排出段階の割合の推計値

(単位：％)

| 区分 \ 年度       | 平成 27 | 平成 28 | 平成 29 | 平成 30 | 令和元   |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 紙・布類          | 34.7  | 34.8  | 33.4  | 34.4  | 33.3  |
| ビニール・合成樹脂・ゴム類 | 12.6  | 13.0  | 11.7  | 13.3  | 15.0  |
| 木・竹・ワラ類       | 5.0   | 18.5  | 10.4  | 8.1   | 9.0   |
| 厨芥類           | 44.2  | 29.6  | 40.6  | 39.1  | 37.9  |
| 不燃物類          | 0.4   | 0.7   | 0.5   | 0.9   | 1.2   |
| その他           | 3.1   | 3.4   | 3.4   | 4.2   | 3.6   |
| 合 計           | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

※18 旧厚生省から示された方法によりごみ質の分析を行っており、収集されたピット内のごみを十分混合したのち一定の量を採用し、項目ごとの重量及び割合を計測しています。

※19 乾燥重量の比率を個別品目ごとに設定された水分量で補足し、湿重量割合の推計値を計算します。

## (11) リサイクルの状況

資源物として収集・搬入されたもの及び中間処理（焼却、破碎・選別など）により発生した資源物をリサイクルしています。

過去5年間のリサイクルの推移は、以下のとおりです。

(単位：t)

| 区分 \ 年度    |                | 平成 27  | 平成 28  | 平成 29  | 平成 30  | 令和元    |
|------------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総排出量       |                | 28,899 | 28,681 | 28,556 | 28,676 | 27,928 |
| 総資源化量      |                | 8,555  | 8,263  | 8,200  | 8,047  | 7,536  |
| 直接資源化      | 資源プラスチック       | 1,426  | 1,456  | 1,451  | 1,453  | 1,455  |
|            | 資源カン・ビン        | 775    | 763    | 794    | 742    | 695    |
|            | 資源ペットボトル       | 317    | 315    | 319    | 335    | 321    |
|            | 資源紙            | 1,885  | 1,734  | 1,653  | 1,634  | 1,707  |
|            | 資源布            | 245    | 242    | 241    | 248    | 268    |
|            | 使用済小型家電        | 56     | 68     | 57     | 55     | 25     |
|            | 小 計            | 4,704  | 4,578  | 4,515  | 4,467  | 4,471  |
| 再生利用       | 鉄・アルミ          | 512    | 475    | 467    | 446    | 480    |
|            | 回収有価物 ※20      | 100    | 86     | 86     | 93     | 74     |
|            | 布団             | 2      | 1      | 1      | 2      | 2      |
|            | 廃乾電池・ライター・蛍光管類 | 33     | 34     | 35     | 31     | 32     |
|            | 焼却灰 ※21        | 1,731  | 1,727  | 1,961  | 1,918  | 2,031  |
|            | ばいじん（飛灰）※21    | 550    | 566    | 407    | 427    | 446    |
|            | 小 計            | 2,928  | 2,889  | 2,957  | 2,917  | 3,065  |
| 資源集団回収     |                | 923    | 796    | 728    | 663    | —      |
| リサイクル率 (%) |                | 29.6   | 28.8   | 28.7   | 28.1   | 27.0   |



〔市内小中学校でのリサイクル製品の展示〕

※20 燃やさないごみ、粗大ごみとして回収されたものの中で、有価で取引できるものを売却しています。

※21 焼却処理において発生した焼却灰及びばいじんを、委託業者によりセメント原料及び人工砂として資源化しています。



## (12) 市民及び事業者との連携による取組の状況

## ① 資源集団回収

資源集団回収事業報償金は、昭和 61 年 4 月に開始し、資源の再利用を推進し、ごみの減量化と生活環境の保全を図ることを目的として、協力団体に対し、回収実績に応じた報償金を支出してきました。その後、家庭における資源の分別が広く浸透し、集積所での行政回収体制が整備され、所期の目的は達成されたものとして、平成 30 年度を最後に報償金事業は廃止となりました。現在は、地域や P T A 等の団体により、独自に実施されています。

| 区分 \ 年度       | 平成 27 | 平成 28 | 平成 29 | 平成 30 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|
| 登録団体数（年度末時点）  | 59    | 56    | 56    | 58    |
| 延べ実施回数（回）     | 225   | 203   | 202   | 211   |
| 回収量（t）        | 923   | 796   | 729   | 663   |
| 古紙類（t）        | 905   | 780   | 714   | 651   |
| 古布類（t）        | 6     | 6     | 5     | 4     |
| 金物類（t）        | 9     | 8     | 8     | 7     |
| 生びん（千本）       | 5     | 4     | 3     | 2     |
| 報償金単価（円/kg・本） | 2     | 2     | 2     | 2     |
| 報償金額（千円）      | 1,849 | 1,594 | 1,460 | 1,328 |

## ② 家庭用生ごみ処理器等の購入状況

生ごみ処理器及び電気式等生ごみ処理機を購入する市民に対し、補助金を交付しています。補助額及び過去 5 年間の補助実績は、以下のとおりです。

## ■ 補助額

| 区 分                  | 補 助 額                    |
|----------------------|--------------------------|
| 生ごみ処理器（コンポスト型、E M 型） | 購入費の 1/2 以内で限度額 7,000 円  |
| 電気式等生ごみ処理機           | 購入費の 1/2 以内で限度額 20,000 円 |

## ■ 補助実績

| 年度     |        | 平成 27   | 平成 28   | 平成 29   | 平成 30   | 令和元     |
|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 区分     |        |         |         |         |         |         |
| コンポスト型 | 補助数（基） | 23      | 21      | 19      | 18      | 16      |
|        | 補助額（円） | 112,020 | 95,930  | 74,890  | 54,290  | 52,690  |
| E M型   | 補助数（基） | 22      | 22      | 16      | 16      | 19      |
|        | 補助額（円） | 32,340  | 32,340  | 23,110  | 23,520  | 28,050  |
| 電気式等   | 補助数（基） | 13      | 15      | 20      | 9       | 14      |
|        | 補助額（円） | 245,950 | 293,040 | 391,300 | 161,940 | 206,260 |
| 合計     | 補助数（基） | 58      | 58      | 55      | 43      | 49      |
|        | 補助額（円） | 390,310 | 421,310 | 489,300 | 239,750 | 287,000 |

### ③ せん定枝チップ機の貸出し状況

自宅等でせん定した枝をチップ化するための機械（大型・中型・小型）の無料貸出しを行っています。チップ化された木屑は、ごみとして排出せず、敷地内への散布により資源化を図っています。

過去5年間の利用状況（資源化状況）は、以下のとおりです。

| 区 分            | 平成 27  | 平成 28  | 平成 29  | 平成 30  | 令和元    |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用件数           | 88     | 95     | 90     | 106    | 102    |
| 資源化されたせん定枝（kg） | 11,044 | 12,873 | 10,002 | 12,569 | 10,317 |

※ 資源化されたせん定枝の量は、利用者からの報告に基づく数量の合計です。

### ④ エコショップ認定制度

本市では、環境への取組を積極的に行っている店舗をエコショップとして認定し、事業者と連携したごみの分別・減量への取組を進めています。

エコショップとしての取組項目及び認定数は、以下のとおりです。

#### ■ 認定項目（以下の項目のうち1つでも該当すれば認定）

|                |
|----------------|
| ① ごみ減量の推進      |
| ② 簡易包装の推進      |
| ③ 環境配慮商品の販売    |
| ④ 環境配慮商品の利用    |
| ⑤ 省エネルギー製品の利用  |
| ⑥ ごみ・資源物分別の徹底  |
| ⑦ リサイクルの推進     |
| ⑧ 再生紙の利用       |
| ⑨ 従業員への環境教育の実施 |
| ⑩ その他          |

#### ■ 認定数（令和元年度現在）

57 店舗

〔チップ機（大）〕





## (13) 最終処分量及び埋立状況

最終処分場（サツキクリーンセンター）での、過去 5 年間の最終処分量及び埋立状況は、以下のとおりです。

(単位：m<sup>3</sup>)

| 区分 \ 年度 | 平成 27   | 平成 28   | 平成 29   | 平成 30   | 令和元     |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 破碎残渣    | 996     | 956     | 919     | 902     | 956     |
| 覆土      | 744     | 714     | 15,137  | 0       | 0       |
| 埋立量合計   | 1,740   | 1,670   | 16,056  | 902     | 956     |
| 埋立量累計   | 58,304  | 59,974  | 96,464  | 97,366  | 98,322  |
| 埋立率 (%) | 28.4    | 29.2    | 47.0    | 47.5    | 48.0    |
| 残余容量    | 146,778 | 145,108 | 108,618 | 107,716 | 106,760 |

※ 埋立容量 (205,082 m<sup>3</sup>)

※ 平成 29 年度にサツキクリーンセンター精密機能検査を実施し、最終処分場の現地測量を実施し、残余容量を確定しました。また、埋立地内の使用可能な覆土容量 (15,137.55 m<sup>3</sup>) が確定し、この覆土を埋立に使用しているため、平成 30 年度以降の覆土量は 0t (0 m<sup>3</sup>) とします。

## (14) ごみ処理経費の状況

ごみの処理に係る経費※22 について、過去 5 年間の推移は、以下のとおりです。

(単位：千円)

| 区分 \ 年度        | 平成 27     | 平成 28     | 平成 29     | 平成 30     | 令和元       |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 処理人口 (人)       | 101,310   | 101,513   | 101,457   | 101,227   | 101,138   |
| 収集量 (t)        | 27,976    | 27,885    | 27,828    | 28,013    | 27,928    |
| ごみ処理経費         | 1,520,487 | 1,442,879 | 1,400,642 | 1,412,606 | 1,454,828 |
| 収集運搬費          | 379,150   | 382,417   | 422,332   | 420,818   | 434,064   |
| 中間処理費          | 1,031,094 | 935,882   | 833,027   | 845,414   | 865,311   |
| 最終処分費          | 110,243   | 124,580   | 145,283   | 146,374   | 155,453   |
| 1 日当たりの経費      | 4,154     | 3,953     | 3,837     | 3,870     | 3,975     |
| 1 人当たりの経費 (円)  | 15,008    | 14,214    | 13,805    | 13,955    | 14,385    |
| 1 トン当たりの経費 (円) | 54,350    | 51,744    | 50,332    | 50,427    | 52,092    |

※22 収集・運搬、中間処理、最終処分にかかる、委託料、人件費、光熱水費、修繕料などのごみ処理全般に係る経費です。

## (15) ごみ発生量及び処理量の実績（まとめ）

本市の過去5年間のごみ発生量及び処理量の推移は、以下のとおりです。

| 区分         |                   | 年度             | 実 績     |         |         |         |         |
|------------|-------------------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|            |                   |                | 平成 27   | 平成 28   | 平成 29   | 平成 30   | 令和元     |
| 計画収集人口（人）  |                   |                | 101,310 | 101,513 | 101,457 | 101,227 | 101,138 |
| 家庭系<br>ごみ  | 1人1日当たり排出量（g/人・日） |                | 617     | 611     | 611     | 616     | 615     |
|            | ごみ                | 燃やせるごみ         | 411     | 414     | 415     | 418     | 414     |
|            |                   | 燃やさないごみ        | 41      | 38      | 39      | 40      | 42      |
|            |                   | 粗大ごみ           | 32      | 32      | 31      | 32      | 33      |
|            |                   | 廃乾電池・ライター・蛍光灯類 | 1       | 1       | 1       | 1       | 1       |
|            | 資源物               | 資源プラスチック       | 38      | 38      | 38      | 39      | 39      |
|            |                   | 資源カン・ビン        | 26      | 24      | 25      | 24      | 23      |
|            |                   | 資源ペットボトル       | 9       | 9       | 9       | 10      | 9       |
|            |                   | 資源紙            | 50      | 46      | 44      | 44      | 46      |
|            |                   | 資源布            | 7       | 7       | 7       | 7       | 7       |
|            |                   | 使用済小型家電        | 2       | 2       | 2       | 1       | 1       |
|            | 年間排出量（t）          |                | 22,864  | 22,651  | 22,612  | 22,768  | 22,769  |
| 事業系ごみ（t）   |                   |                | 5,112   | 5,234   | 5,216   | 5,245   | 5,159   |
| ごみ排出量（t）   |                   |                | 27,976  | 27,885  | 27,828  | 28,013  | 27,928  |
|            | 1人1日当たり排出量(g)     |                | 754     | 753     | 751     | 758     | 754     |
| 資源集団回収量（t） |                   |                | 923     | 796     | 728     | 663     | —       |
| ごみ発生量（t）   |                   |                | 28,899  | 28,681  | 28,556  | 28,676  | 27,928  |
|            | 1人1日当たり発生量(g)     |                | 779     | 774     | 771     | 776     | 754     |
| リサイクル量（t）  |                   |                | 8,555   | 8,263   | 8,200   | 8,047   | 7,536   |
| リサイクル率（%）  |                   |                | 29.6    | 28.8    | 28.7    | 28.1    | 27.0    |
| 焼却処理量（t）   |                   |                | 21,209  | 21,523  | 21,578  | 21,831  | 21,828  |
| 焼却処理率（%）   |                   |                | 75.8    | 77.2    | 77.5    | 77.9    | 78.2    |
| 最終処分量（t）   |                   |                | 796     | 747     | 717     | 704     | 698     |
| 最終処分率（%）   |                   |                | 2.8     | 2.7     | 2.6     | 2.5     | 2.5     |

## 1-2 第4次計画の目標値の達成状況

平成28年3月に第4次計画を策定し、計画で掲げた目標値を達成するため施策を展開してきました。その結果、1人1日当たりの家庭ごみ排出量と最終処分率は、数値目標を達成することができました。

リサイクルに関しては、ペーパーレス化や店舗等による店頭回収などにより、資源物の排出量に変化が見られます。今後も、ライフスタイルの変化などに合わせた目標値を設定していく必要があります。

### ■ 第4次計画で掲げた目標値の達成状況

| 目標項目           | 目標値     |         | 令和元年度<br>(実績) | 達成状況<br>(見込み) |
|----------------|---------|---------|---------------|---------------|
|                | 中間年次    | 目標年次    |               |               |
| 1人1日当たり家庭ごみ排出量 | 618 g   | 608 g   | 615 g         | ◎             |
| 事業系ごみ排出量       | 5,140 t | 5,139 t | 5,159 t       | ○             |
| リサイクル率         | 30%以上   | 30%以上   | 27%           | ○             |
| 最終処分率          | 5%以下    | 5%以下    | 2.5%          | ◎             |

※ 達成見込みの凡例：◎ 達成、○ おおむね達成、△ 未達成

### 【参考：数値目標の進捗状況】

| 区分                 | 単位    | 推計値（第4次計画策定時） |        | 数値目標<br>(目標年次) | 実績<br>(令和元) |
|--------------------|-------|---------------|--------|----------------|-------------|
|                    |       | 中間年次          | 目標年次   |                |             |
| 計画収集人口             | 人     | 100,285       | 98,683 | -              | 101,138     |
| 家庭系ごみ              | t/年   | 22,848        | 22,314 | -              | 22,769      |
|                    | g/人・日 | 624           | 620    | 608            | 615         |
| 事業系ごみ              | t/年   | 5,191         | 5,245  | 5,139          | 5,159       |
| ごみ排出量<br>(家庭系+事業系) | t/年   | 28,039        | 27,559 | -              | 27,928      |
| リサイクル量・率           | t/年   | 8,021         | 7,903  | -              | 7,536       |
|                    | %     | 28.6          | 28.7   | 30%以上          | 27.0        |
| 焼却処理量・率            | t/年   | 21,057        | 20,661 | -              | 21,828      |
|                    | %     | 75.1          | 75.0   | -              | 78.2        |
| 最終処分量・率            | t/年   | 789           | 784    | -              | 698         |
|                    | %     | 2.8           | 2.8    | 5%以下           | 2.5         |

※ 中間年次：令和2年度、目標年次：令和7年度

### 1-3 ごみ処理の課題

#### (1) 発生抑制・減量化

本市は、平成 16 年 4 月に分別区分の変更と併せて指定袋を導入したことにより、ごみの減量及び資源化に大きな成果を上げることができ、国の削減目標や第 7 次埼玉県廃棄物処理基本計画に定められた目標値も達成することができました。

しかしながら、近年はごみ量の減少が停滞傾向にあり、事業系ごみに関しても、ほぼ横ばいで推移しています。

今後更なるごみの減量を進めるためには、発生要因の異なる家庭系ごみ及び事業系ごみそれぞれに対して対策を講じるとともに、排出者（市民及び事業者）の理解と協力が重要になります。

- 発生者、排出者の意識改革
- ごみの総排出量の約 80%を占める家庭系ごみの減量
- 燃やせるごみの約半数を占める厨芥類及びその水分の減量（食品ロス削減を含む。）
- 事業系ごみの減量に向けた取組の検討

#### (2) リサイクル

本市は、12 種 16 分別の取組、各種法律に基づくリサイクルの推進並びに焼却灰のセメント原料化等によりリサイクル率の向上を図ってきました。そうした成果により、令和元年度の実績において、第 4 次計画の目標値である 30%以上のリサイクル率をおおむね達成する状況となっていますが、燃やせるごみの中に含まれる紙類などはまだまだ資源化が可能であり、今後こうした分別排出の徹底がリサイクル率の更なる向上につながります。

一方、リサイクルに係る経費は多額であり、市の財政に大きな影響を与えることから、リサイクルに係る費用対効果を検証しながら、効率的なリサイクルシステムの構築を図る必要があります。

- 分別排出の徹底（ごみに含まれる不適物の混入排除）
- リサイクルに係る費用対効果を考慮した処理方法の見直し
- バイオマス発電等新しい再生可能エネルギーの活用

#### (3) 収集・運搬

現在、市内 2,424 か所（令和元年度）の集積所から全面委託（平成 29 年度から）により収集を行っています。

ふれあい収集利用者数の増加など、社会情勢の変化に応じて、収集・運搬の見直しを図る必要があります。

- 効率的な収集・運搬システムの構築
- ふれあい収集の利用者拡大による受付及び収集体制等の整備
- 粗大ごみの有料戸別収集の増加による収集体制の見直し
- 社会情勢の変化に応じた収集・運搬体制の見直し
- プラスチック製品の分別方法の見直し

#### (4) 中間処理

##### ① 焼却処理

西清掃センターの焼却施設は、平成6年7月の竣工から20年が経過し、全体的な設備の損傷と経年劣化による老朽化が進行していたことから、焼却施設基幹的設備改良工事を実施しました。これにより、工事完了後おおむね15年間の焼却施設の延命を図りました。

東清掃センターの焼却施設については、平成18年度から休止しており、現設備のまま再稼働することはできません。また、泉町地内にある清掃センターについては、令和2年3月から施設の解体撤去工事を行い、令和3年3月に撤去が完了しました。

いずれの施設も、安全で適正な廃棄物の処理、施設の整備や維持管理経費の削減、効率的な熱回収を図ることなどの観点を踏まえ、ごみ処理の広域化も視野に入れた施設の有効活用方を検討する必要があります。

##### ② 破碎・ストックヤード

東清掃センターの粗大ごみ処理施設では、燃やさないごみ及び粗大ごみを破碎・選別し、有価物の回収等を行っていますが、竣工から30年以上が経過し、全体的な設備や建物の損傷と経年劣化による老朽化が進んでいるため、必要に応じて設備の修繕を実施しています。今後は、焼却施設と同様に、ごみ処理の広域化も視野に入れた施設の有効活用方を検討する必要があります。

#### (5) 最終処分

焼却灰のセメント原料化などにより最終処分量が減少していることに伴い、最終処分場であるサツキクリーンセンターへの埋立量が大幅に減少しています。

平成20年度には、埋立量の減少などからサツキクリーンセンターの埋立処分終了期間を令和14年5月まで延長する手続きを行いましたが、ごみ減量の取組及びリサイクル技術の向上等により、今後更に最終処分量が減少することが見込まれますので、中間処理施設と同様にごみ処理の広域化も視野に入れた施設の有効活用方を検討する必要があります。

〔坂戸市環境展での啓発活動〕



## 第2章 基本理念・基本方針

### 2-1 基本理念

坂戸市では、第3次坂戸市一般廃棄物処理基本計画において、「一人ひとりが考え行動する循環型社会をめざして」を基本理念とし、「循環型社会をつくるための意識づくり」、「ごみの発生や排出が抑制されリサイクルを推進するまちづくり」、「安全かつ適正に処理できるシステムづくり」の3つの基本方針のもと、リフューズ（断る）、リデュース（減らす）、リユース（再使用する）、リサイクル（再資源化する）を総称する4Rの推進及び安全で適正な廃棄物処理を推進してきました。

今後においても、限りある資源やエネルギーを抑制しながら、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を目指すためには、発生抑制及び減量化を前提とした取組を進めることが肝要であり、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担と責任を明確にし“みんな”で連携して取り組んでいくことが重要になります。

また、人口減少社会を迎え社会全体が縮小傾向に向かう中、地方自治体にとってもごみ処理に係る経費の削減が大きな課題となっており、適正かつ効率的なごみ処理施策を近隣自治体及び関係機関を含めた連携のもと推進する必要があります。

さらに、本計画の推進により、プラスチックごみによる海洋汚染など、地球規模の環境問題の解決に向け、国際的な目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献していく必要があります。

こうしたことから、第4次計画における基本理念を次のとおり定めています。

【基本理念】

**「みんなで取り組む廃棄物の減量と循環型社会の形成」**

### 2-2 基本方針

#### ■ 基本方針 1 市民・事業者との連携による取組の推進

市民・事業者・行政が適切に役割を分担し、連携による取組を進めます。

#### ■ 基本方針 2 普及・啓発活動の充実

分かりやすい情報の提供を目指し、情報の共有化を図りながら4Rの推進を図ります。

#### ■ 基本方針 3 減量化及び効率的なリサイクルの推進

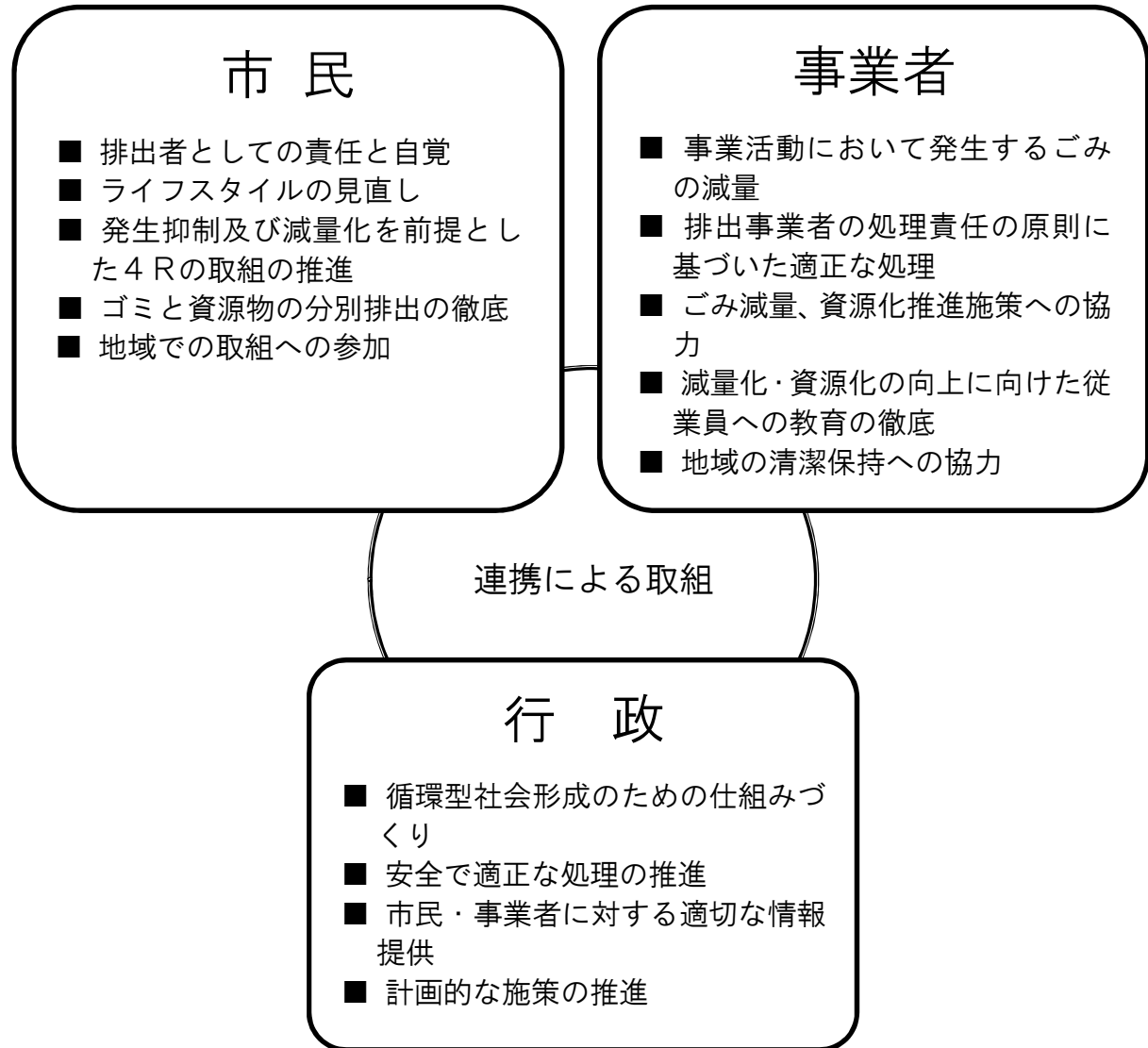
可能な限りごみの発生抑制及び減量化を推進するとともに、適正な分別に基づく資源化を図りながら、効率的なリサイクルを行うための仕組みを検討します。

#### ■ 基本方針 4 安全で適正な処理システムの構築

環境負荷の少ない安全・安心な処理を進めるとともに、ごみ処理の広域化も視野に入れた適正な処理システムの構築を検討します。

### 2-3 市民・事業者・行政の役割

今後更なるごみの減量化・資源化を図るためには、排出者である市民や事業者の理解と協力が不可欠になります。ここに市民・事業者・行政の役割と連携の体系を示します。



#### 【参考：4 Rとは】

R e f u s e（リフューズ・断る）、R e d u c e（リデュース・減らす）、R e u s e（リユース・再利用する）、R e c y c l e（リサイクル・再資源化する）の頭文字を取った造語で、循環型社会を形成するための合言葉として使われています。

～ 主な行動～

リフューズ…レジ袋を断る、マイバッグを持参する、過剰な包装は断る。

リデュース…最後まで大切に使う、食べ残しをしない、レンタル商品の利用

リユース…おさがりの利用、フリーマーケットの利用、リサイクルショップの利用

リサイクル…空き缶を溶かして再原料化、古紙を回収して再生紙を作る。

## 第3章 減量化・資源化目標

### 3-1 目標設定の基本的な考え方

#### (1) 将来予測（推計値）の算出方法

ごみ排出量等の将来予測（推計値）の算定は「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に基づきトレンド法※23により行います。

なお、トレンド法に用いられる推計式には様々な種類がありますが、引き続き、長期の予測でも実績値との乖離が少なく、比較的採用しやすい式である対数式を用います。

#### (2) 目標値の項目

本市では「1人1日当たりのごみ排出量」、「事業系ごみ排出量」、「リサイクル率」、「最終処分率」の4項目の目標値を設定しています。

その中で「1人1日当たりのごみ排出量」については、資源物を含んだ排出量について設定しています。国や県の達成目標は、資源物を含まない数値となっていますが、本計画においては、第4次計画から引き続き資源物を含んだ排出量について目標値を設定します。

#### ■ 本計画での目標値の項目

| 目標値の項目           | 内 容                                                                          |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 | 家庭系ごみ排出量の年間総量を人口及び年間日数で除した値<br>【計算式】<br>家庭系ごみ総排出量（1年）÷坂戸市の人口（各年10月1日現在）÷365日 |
| 事業系ごみ排出量         | 事業系ごみの排出量の年間総量                                                               |
| リサイクル率           | ごみ排出量に占める資源物の割合<br>【計算式】<br>（中間処理施設に搬入された資源物＋中間処理において得られた資源物）÷ごみ排出量の総量       |
| 最終処分率            | ごみ排出量に占める最終処分量の割合<br>【計算式】<br>最終処分量÷ごみ排出量                                    |

※23 過去の動態、いわゆるトレンド（傾向）が将来も同じように推移するという考え方による推計方法であり、数学的手法（時系列データを最小二乗法により解析）を用いて将来予測する方法です。



### 3-2 ごみ発生量の予測

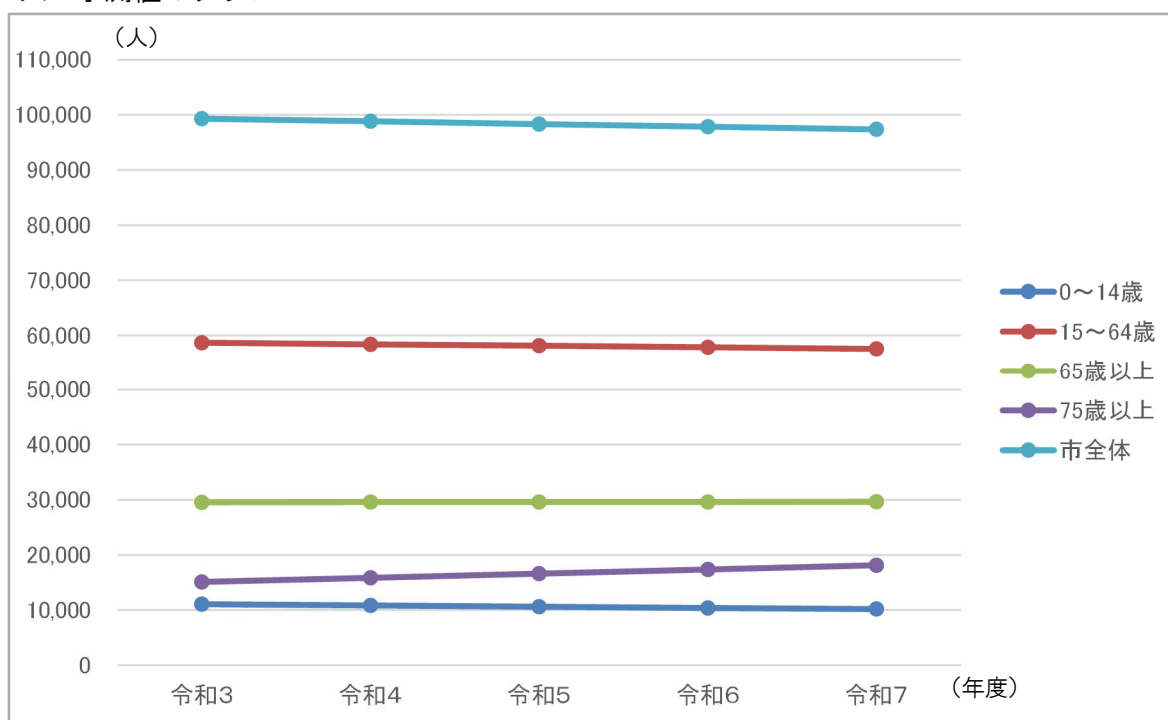
#### (1) 計画収集人口の予測

計画収集人口については、坂戸市人口ビジョンの予測値を採用します。

(単位：人)

| 区分 \ 年度   | 令和3      | 令和4      | 令和5      | 令和6      | 令和7      |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 0～14歳     | 11,063   | 10,842   | 10,622   | 10,401   | 10,181   |
| 15～64歳    | 58,682   | 58,396   | 58,110   | 57,824   | 57,538   |
| 65歳以上     | 29,558   | 29,580   | 29,601   | 29,623   | 29,644   |
| (うち75歳以上) | (15,114) | (15,869) | (16,623) | (17,378) | (18,133) |
| 合 計       | 99,303   | 98,818   | 98,333   | 97,848   | 97,363   |

#### ■ 人口予測値のグラフ



## (2) ごみ発生量の予測

本市の過去5年間のごみ発生量の推移を基に予測値を算出しました。

| 区分        |                   | 年度       | 実績      | 令和7年度（推計値） |        |
|-----------|-------------------|----------|---------|------------|--------|
|           |                   |          | 令和元年度   | 第4次当初      | 本計画    |
| 計画収集人口（人） |                   |          | 101,138 | 98,683     | 97,363 |
| 家庭系ごみ     | 1人1日当たり排出量（g/人・日） |          | 615     | 620        | 613    |
|           | ごみ                | 燃やせるごみ   | 414     | 402        | 418    |
|           |                   | 燃やさないごみ  | 42      | 42         | 41     |
|           |                   | 粗大ごみ     | 33      | 35         | 33     |
|           | 資源物               | 蛍光灯類     | 1       | 1          | 1      |
|           |                   | 資源プラスチック | 39      | 38         | 39     |
|           |                   | 資源カン・ビン  | 23      | 29         | 23     |
|           |                   | 資源ペットボトル | 9       | 9          | 9      |
|           |                   | 資源紙      | 46      | 55         | 41     |
|           |                   | 資源布      | 7       | 7          | 7      |
|           |                   | 使用済小型家電  | 1       | 1          | 1      |
|           | 年間排出量（t）          |          | 22,769  | 22,314     | 21,800 |
| 事業系ごみ（t）  |                   |          | 5,159   | 5,245      | 5,256  |
| ごみ排出量（t）  |                   |          | 27,928  | 27,559     | 27,056 |
| リサイクル量（t） |                   |          | 7,536   | 7,903      | 7,232  |
| リサイクル率（%） |                   |          | 27.0    | 28.7       | 26.7   |
| 焼却処理量（t）  |                   |          | 21,828  | 20,661     | 21,003 |
| 焼却処理率（%）  |                   |          | 78.2    | 75.0       | 77.6   |
| 最終処分量（t）  |                   |          | 698     | 784        | 694    |
| 最終処分率（%）  |                   |          | 2.5     | 2.8        | 2.6    |

## 【参考】

「リサイクル量」以下の項目については、発生後の処理に係る量及び率であり、推計で求められた各年度の「ごみ発生量」を基とし、現在（直近である令和元年度）の処理形態が継続されるものとして、処理率の按分により算出しました。

### 3-3 数値目標

#### (1) 国の達成目標

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めています。この方針では、できる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的な利用を徹底した上で、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とするとしています。

| 項 目               | 目 標                            |
|-------------------|--------------------------------|
| ごみ排出量             | 平成24年度に対し、令和2年度において約12%削減      |
| 再生利用率<br>(リサイクル率) | 平成24年度の21%に対し、令和2年度において約27%に増加 |
| 最終処分量             | 平成24年度に対し、令和2年度において約14%削減      |
| 1人1日当たり家庭系ごみ排出量   | 令和2年度において500gとする。(資源物は含まない。)   |

#### (2) 埼玉県の実現目標

埼玉県では、平成28年3月に「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」が策定されており、この計画は、循環型社会づくりに関する埼玉県の基本的な計画で、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する具体的な目標や方策などについても定めています。

同計画においても、国の数値目標と同様に一般廃棄物の排出量の目標が定められています。

| 項 目   | 目 標                                                                     |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| ごみ排出量 | 県民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源物は含まない。)平成25年度実績541g/人・日に対し、令和2年度において503g/人・日(7%減) |
| 最終処分量 | 平成25年度実績49g/人・日に対し、令和2年度において44g/人・日(10%削減)                              |

〔あじさいの会による環境紙芝居〕



## (3) 本市の達成目標

## ① 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

本市における家庭系ごみについては、排出者の協力のもと減量化が進んでおり、近年は安定した数量となっていますが、更なる減量化を進めるため、目標年次の推計値より2%削減することを目標とし、次のとおり目標値を定めます。

| 年 度            | 推計値   | 目 標 値                         |
|----------------|-------|-------------------------------|
| 令和 元（実績）       | 615 g |                               |
| 令和 7（目標年次）     | 613 g | 601 g<br>(参考 資源物を除いた場合 483 g) |
| 〔第4次計画（当初）の目標値 |       | 608 g〕                        |

## ② 事業系ごみ排出量

事業系ごみについては、推計値において上昇することが見込まれますが、排出者責任に基づく適正な処理及び減量化・資源化を促すこととし、目標年次の推計値より2%削減することを目標とし、次のとおり目標値を定めます。

| 年 度            | 推計値     | 目 標 値                             |
|----------------|---------|-----------------------------------|
| 令和 元（実績）       | 5,159 t |                                   |
| 令和 7（目標年次）     | 5,256 t | 5,151 t<br>(参考 資源物を除いた場合 5,039 t) |
| 〔第4次計画（当初）の目標値 |         | 5,139 t〕                          |

## ③ リサイクル率

リサイクル率については、推計では減少傾向となっています。今後も分別の徹底を周知することとし、目標値は推計値より、約1%上回ることを目標に、28%とします。

| 年 度            | 推計値   | 目 標 値  |
|----------------|-------|--------|
| 令和 元（実績）       | 27.0% |        |
| 令和 7（目標年次）     | 26.7% | 28%以上  |
| 〔第4次計画（当初）の目標値 |       | 30%以上〕 |

## ④ 最終処分率

最終処分場であるサツキクリーンセンターへの埋立処理（最終処分）については、様々な分野でリサイクルが進んでいることから、最終処分率が極めて少ない状況となっています。今後も安定した最終処分場の管理・運営を図るため、次のとおり目標値を定めます。

| 年 度            | 推計値  | 目 標 値 |
|----------------|------|-------|
| 令和 元（実績）       | 2.5% |       |
| 令和 7（目標年次）     | 2.6% | 3%以下  |
| 〔第4次計画（当初）の目標値 |      | 5%以下〕 |

## 第4章 施策の体系等

### 4-1 施策の体系

基本理念に基づいた各基本方針及び重点項目の体系を以下に示します。

基本理念： みんなで取り組む廃棄物の減量と循環型社会の形成

#### 基本方針1：市民・事業者との連携による取組の推進

《重点的に取り組む項目》

- ① 市民参加の推進
- ② 不法投棄及び資源持ち去り対策
- ③ 適正処理困難物の処理
- ④ 地域団体及び事業者との連携による4Rの取組

#### 基本方針2：普及・啓発活動の充実

《重点的に取り組む項目》

- ① 情報発信の強化による意識啓発の推進
- ② 環境教育の推進
- ③ リサイクル講座、ごみに関する懇談会の開催
- ④ イベントやキャンペーンでの啓発の充実
- ⑤ 事業者への啓発

#### 基本方針3：減量化及び効率的なリサイクルの推進

《重点的に取り組む項目》

- ① 家庭系ごみの発生抑制及び減量化の推進
- ② 事業系ごみの適正排出及び減量化の推進
- ③ 市民による減量化及び資源化の取組への支援
- ④ 費用対効果及び環境負荷を勘案した処理システムの検討

#### 基本方針4：安全で適正な処理システムの構築

《重点的に取り組む項目》

- ① 収集・運搬システムの見直し
- ② 安全で適正な施設管理
- ③ 広域処理の検討

## 4-2 重点的に取り組む項目

---

### (1) 基本方針1 市民・事業者との連携による取組の推進

#### ① 市民参加の推進

市民、事業者の代表により構成される廃棄物減量等推進審議会に対して、ごみ処理に係る情報及び課題等を提示し、審議における意見及び提言をごみ処理行政に反映させます。

#### ② 不法投棄及び資源持ち去り対策

不法投棄や集積所に排出された資源紙などの資源の持ち去りについて、市民や事業者からの情報提供などの連携を強化し、対応します。

#### ③ 適正処理困難物の処理

市が処理することのできない適正処理困難物について、処理可能な事業者との連携を図りながら対応します。

#### ④ 地域団体及び事業者との連携による4Rの取組

区・自治会やNPO等の地域団体が主催する4Rの取組に対して、必要な支援を行います。また、エコショップ認定制度の登録店と連携し、4Rの取組を進めます。

### (2) 基本方針2 普及・啓発活動の充実

#### ① 情報発信の強化による意識啓発の推進

広報紙、ホームページ等を通じて、ごみの現状に関する情報発信を図るとともに、ごみの発生抑制及び減量化、並びに環境に配慮したライフスタイルに関する啓発を行います。

また、収集日のお知らせ、分別区分の検索、適正処理困難物の処理業者の紹介などが円滑に行えるシステムの構築を検討します。

#### ② 環境教育の推進

次の世代を担う子供たちを対象に環境教育プログラムを実施するとともに、職員出前講座を通じて様々な世代に対する環境教育を実施します。

#### ③ リサイクル講座、ごみに関する懇談会の開催

「環境学館いずみ」において、廃食油を使った石けん作りなどのリサイクル講座を開催するとともに、市民や事業者に対する懇談会を実施し、ごみ分別・減量・リサイクルに関する相互理解を深めます。

#### ④ イベントやキャンペーンでの啓発の充実

環境展などの各種イベントにおいて、ごみの発生抑制及び減量化に関する啓発活動を行います。

#### ⑤ 事業者への啓発

事業系ごみは、市の一般廃棄物収集・運搬許可業者を通じて搬入されるごみ及び事業者が直接処理施設へ搬入するごみがありますが、家庭系ごみ同様にごみの減量・資源化の啓発に努めるとともに、家庭系ごみの排出方法に準じて分別されたごみ及び資源物についてのみ受け入れを行うことの周知・徹底を図ります。

また、市で処理することができない適正処理困難物の搬入に対する指導と啓発に努めます。

**(3) 基本方針3 減量化及び効率的なリサイクルの推進****① 家庭系ごみの発生抑制及び減量化の推進**

ごみ総排出量の約80%を占めるとされている家庭系ごみの減量を進めるため、令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律（略称 食品ロス削減推進法）」を踏まえた食品ロスの削減を推進するとともに、生ごみ類の水切りや、マイバッグ・マイボトルの活用を推奨します。

**② 事業系ごみの適正排出及び減量化の推進**

ごみの減量、分別の徹底及び適正な排出を指導するとともに、ごみの搬入検査を実施し、不適切な排出が見受けられる場合は、一般廃棄物収集・運搬許可業者を通じた指導を行います。なお、排出者が特定できる場合は直接指導を行うこととします。また、多量排出事業者には、減量計画書の提出を求めるなど指導します。

**③ 市民による減量化及び資源化の取組への支援**

生ごみ処理器等の購入に係る補助及びせん定枝チップ機の貸出しなどを引き続き実施し、市民によるごみ減量及び資源化の取組を支援します。

**④ 費用対効果及び環境負荷を勘案した処理システムの検討**

限りある資源の有効活用を図るため引き続きリサイクルの推進を図りますが、リサイクルに係る経費及び効果を検証しながら今後のリサイクルの在り方を検討します。

**(4) 基本方針4 安全で適正な処理システムの構築****① 収集・運搬システムの見直し**

家庭系ごみの収集・運搬にかかる経費削減・効率化等の観点から、平成29年度から収集運搬業務の全面委託化を実施しています。また、高齢化や市民の生活形態等の変化に対応するため、ふれあい収集の強化及び分別・排出方法等について検討します。

なお、ごみの有料化及び処理手数料の見直しについては、処理にかかるコスト等を勘案しながら検討します。

**② 安全で適正な施設管理**

廃棄物の処理を滞りなく安全で適正に行うため、ごみ処理施設の維持管理を適正に行うとともに、緊急の修繕や工事など、施設が稼働できない場合は近隣市町及び一部事務組合との連携を図りながらごみを処理します。

**③ 広域処理の検討**

安全で適正な廃棄物の処理、施設の整備や維持管理経費の削減、効率的な熱回収を図ることなどの観点から、ごみ処理の広域化について検討を進めます。

### 4-3 市民及び事業者の取組

ごみ発生の原因者である市民及び事業者が重点的に取り組むべき項目を以下に示します。

#### ■ 市民の取組

- ・ ライフスタイルの見直し
- ・ 排出者としての責任と自覚
- ・ マイバッグの活用
- ・ 不要な包装の辞退
- ・ 詰め替えや繰り返し使用できる製品の購入
- ・ 地域での取組への参加
- ・ 食品ロスや生ごみの減量
- ・ ごみと資源物の分別による適正排出
- ・ フリーマーケットやリサイクルショップの積極的な活用
- ・ 地域団体等による資源物の集団回収事業への協力
- ・ せん定枝の資源化
- ・ 集積所の適切な管理
- ・ ごみの排出における感染症対策の実施

#### ■ 事業者の取組

- ・ 廃棄物処理法及び各種リサイクル法の遵守
- ・ ごみ(産業廃棄物・一般廃棄物)と資源物の適正排出
- ・ 再生可能な容器を使った商品の販売
- ・ 排出品目に応じた適正な収集運搬業者の選択
- ・ レジ袋削減
- ・ 店頭回収の実施
- ・ 簡易包装の実施
- ・ 食品ロス削減のための取組（水切りを含む。）
- ・ ごみの排出における感染症対策の実施

〔環境学館いずみでの古本市〕





## 第5章 収集・運搬・処理計画

### 5-1 収集・運搬計画

家庭系ごみの収集・運搬については、全面委託により実施しています。

また、市民の利便性向上のため集積所等での収集・運搬品目及びスケジュールの見直しを行います。

なお、事業系ごみについては、法令に基づく廃棄物の区分に応じた適正な収集・運搬を行わなければなりません。

#### ■ 収集・運搬体制

| 区 分         |                 | 平成 29 年度から | 今後の方針 |
|-------------|-----------------|------------|-------|
| ご<br>み      | 燃 や せ る ご み     | 委 託        | 委 託   |
|             | 燃 や さ な い ご み   | 委 託        |       |
|             | 粗 大 ご み         | 直 営        |       |
|             | 廃乾電池・ライター       | 委 託        |       |
|             | 蛍 光 管 類         | 委 託        |       |
| 資<br>源<br>物 | 資 源 プ ラ ス チ ッ ク | 委 託        |       |
|             | 資 源 カ ン ・ ビ ン   | 委 託        |       |
|             | 資 源 ペ ッ ト ボ ト ル | 委 託        |       |
|             | 資 源 紙           | 委 託        |       |
|             | 資 源 布           | 委 託        |       |

※ 使用済小型家電については、回収ボックスの設置数（令和2年度現在8か所）及び回収量が少ないことから直営による収集を行っています。

#### ■ 主な施策

| 施 策            | 内 容                                                                                                      |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 効率的な収集・運搬体制の構築 | 効率的な家庭系ごみの収集・運搬ができるよう収集・運搬体制について検討します。                                                                   |
| 高齢者・障害者への生活支援  | 福祉部門と連携し、ごみを出すことが困難な世帯を対象としているふれあい収集事業を継続支援します。                                                          |
| 集積所の管理         | 集積所の設置については、収集の安全性と効率性を考慮することとします。<br>集積所の維持管理は利用者に責任があることから、利用者が自主的に維持管理するよう啓発指導するとともに、必要により助言・支援を行います。 |

## 5-2 中間処理計画

本市の中間処理施設は、いずれの施設も稼働から年数が経過しており、施設の全体的な設備の損傷及び経年劣化に伴う老朽化が進行しています。ごみ処理施設が停止することは市民の生活に大きな影響を与えることから、定期的な点検及び修繕等を実施し、安全かつ適正な運転に努めます。

一方、ごみ処理施設を維持するには限界があり、安全で適正な廃棄物の処理、施設の整備や維持管理経費の削減、効率的な熱回収を図ることなどの観点から、今後はごみ処理の広域化も視野に入れた検討を進めます。

### (1) 焼却処理

西清掃センター焼却施設は、基幹的設備改良工事により、工事完了後おおむね15年間の焼却施設の延命を図りました。今後も安全で適正な運転管理に努めるとともに、効率的な施設の運転・運用を図ります。

#### ■ 主な施策

| 施 策           | 内 容                                          |
|---------------|----------------------------------------------|
| 安全・適正な運転管理の維持 | 適正処理が確実にできるよう、定期的な点検及び整備を行い、安全・適正な運転管理に努めます。 |
| 焼却残渣の有効利用     | 焼却残渣は、セメント原料として引き続き有効利用を図ります。                |
| 効率的な熱回収       | ごみを焼却する際に発生する熱は、引き続き施設内や隣接施設で有効利用を図ります。      |
| 消費電力の削減       | 小型蒸気発電機により発電した電気を施設で活用し、消費電力の削減を図ります。        |

### (2) 破碎処理

粗大ごみ及び燃やさないごみについては、東清掃センター粗大ごみ処理施設において破碎・選別し、資源物（資源化）・可燃残渣（焼却）・不燃残渣（埋立）として適正に処理します。

#### ■ 主な施策

| 施 策           | 内 容                                          |
|---------------|----------------------------------------------|
| 安全・適正な運転管理の維持 | 適正処理が確実にできるよう、定期的な点検及び整備を行い、安全・適正な運転管理に努めます。 |
| 資源の有効活用       | 破碎により得られた鉄・アルミなどを引き続き資源として有効活用します。           |

**(3) 一時保管処理**

東清掃センター内のストックヤードにおいて、資源プラスチック、資源カン、資源ビン、資源ペットボトル、資源紙、資源布及び蛍光管類を収集後一時保管し、その後業者委託により選別を行い資源化及び再生利用を推進します。

また、粗大ごみ及び燃やさないごみとして搬入されたものの中で、有価で取引できるものについては、売却処分を行います。

## ■ 中間処理体制

| 区 分 |          | 中間処理   | 再生利用 |
|-----|----------|--------|------|
| ごみ  | 燃やせるごみ   | 直 営※24 | 委 託  |
|     | 燃やさないごみ  | 直 営※24 | 委 託  |
|     | 粗 大 ご み  | 直 営※24 | 委 託  |
|     | 廃 乾 電 池  | 委 託    | 委 託  |
|     | 蛍 光 管 類  | 委 託    | 委 託  |
| 資源物 | 資源プラスチック | 委 託    | 委 託  |
|     | 資源カン・ビン  | 委 託    | 委 託  |
|     | 資源ペットボトル | 委 託    | 委 託  |
|     | 資 源 紙    | 委 託    | 委 託  |
|     | 資 源 布    | 委 託    | 委 託  |

**5-3 最終処分計画**

サツキクリーンセンターについては、焼却灰などをセメント原料にリサイクルするなどの取組により埋立量が減少し、現在埋立期間を延長して対応していますが、埋立終了期限である令和14年5月までに埋立を完了することは難しい状況です。

今後は、埋立に関する諸計画の見直しを検討するとともに、サツキクリーンセンターについては、他の処理施設同様にごみ処理の広域化も視野に入れた施設の有効活用方策の検討を進めます。

## ■ 主な施策

| 施 策              | 内 容                                                 |
|------------------|-----------------------------------------------------|
| 最終処分場の適正な維持管理の継続 | 適正な埋立処分及び浸出水処理を行うため、定期的な点検及び整備を行い、安全かつ適正な維持管理に努めます。 |
| 最終処分量の削減         | ごみを適正に処理し、最終処分量の削減を図ります。                            |

※24 市施設を活用し、管理運営は委託しています。

## 第 3 編 生活排水処理編



## 第1章 生活排水処理の現状と課題

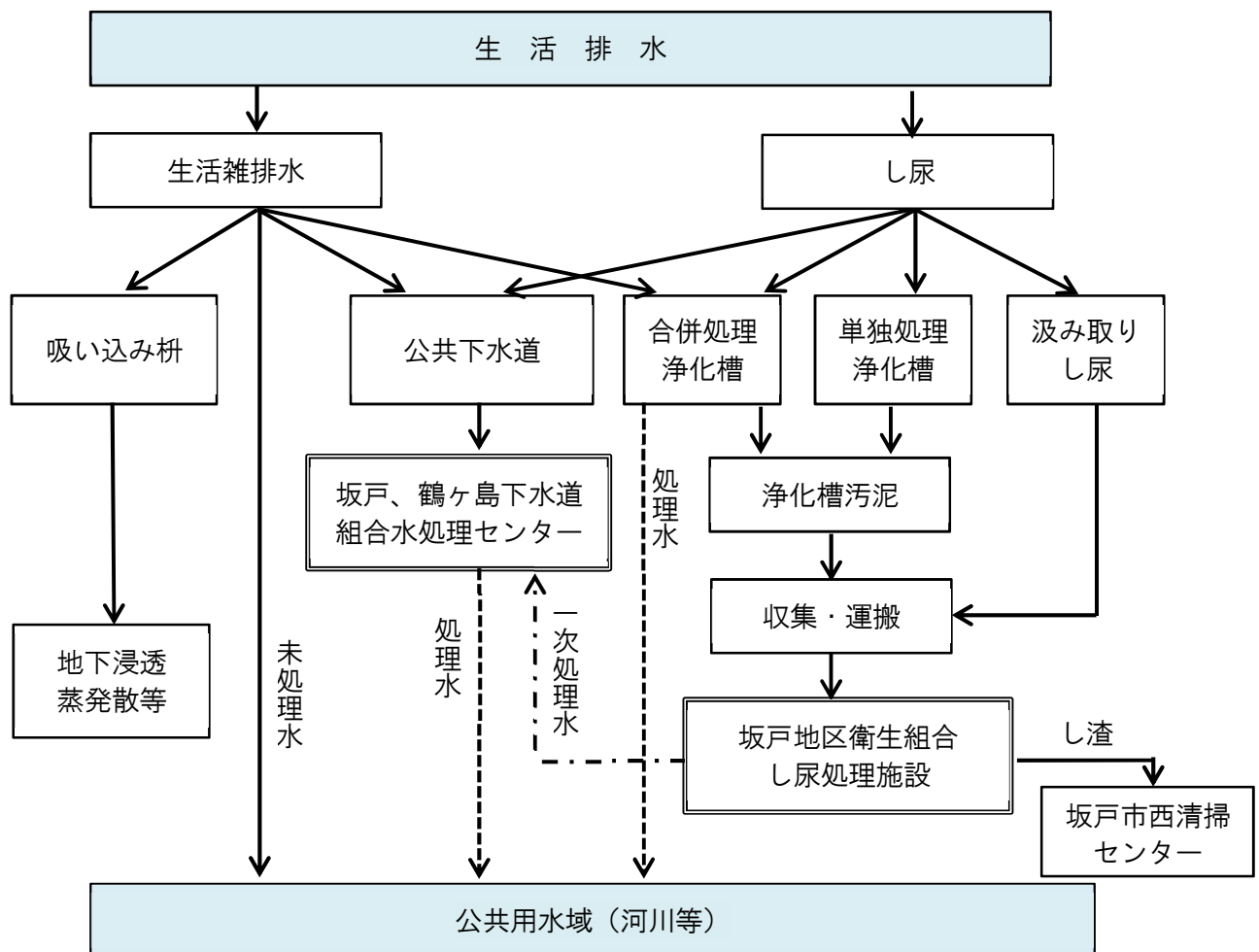
### 1-1 生活排水処理の現状

本市の公共下水道事業については、坂戸、鶴ヶ島下水道組合において、平成12年度に公共下水道全体計画（基本計画）を定めて整備を進めています。令和元年度末現在、公共下水道普及率は72.4%となっています。

公共下水道の未整備地区においては、水質汚濁の防止と公衆衛生の向上を図るため、し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を推進しています。また、令和元年度から浄化槽維持管理一括契約制度※25を導入し、浄化槽の適正な維持管理の推進を図っています。

令和3年度から浄化槽処理促進区域※26を指定し、より一層の転換の推進を図るとともに、埼玉県から浄化槽管理者の指導等の権限移譲を受け、管理不全の浄化槽の管理者に対して市が直接指導できる体制を築きます。

生活排水処理の概要については、以下に示します。



※25 保守点検業者又は清掃業者が浄化槽を使用している方の窓口業者となり、保守点検・清掃・法定検査の3つについて一つの契約書で締結する制度です。

※26 浄化槽法第12条の4の規定に基づき指定するもので、浄化槽による生活排水の適正な処理を特に促進する必要がある区域となります。

## (1) 公共下水道の普及状況

本市の5年間の普及状況は次のとおりです。

| 区分 \ 年度     | 平成 27   | 平成 28   | 平成 29   | 平成 30   | 令和元     |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 処理区域面積 (ha) | 900.8   | 980.2   | 1,017.6 | 1,018.4 | 1,019.3 |
| 行政人口 (人)    | 101,320 | 101,377 | 101,054 | 101,029 | 100,778 |
| 処理人口 (人)    | 67,713  | 72,022  | 72,847  | 73,043  | 73,002  |
| 普及率 (%)     | 66.8    | 71.0    | 72.1    | 72.3    | 72.4    |

※行政人口は各年3月末現在

## (2) 生活排水の処理形態別人口の推移

本市の過去5年間の生活排水の処理形態別人口の推移を示します。(令和元年度末現在)

(単位：人)

| 区分 \ 年度   | 平成 27   | 平成 28   | 平成 29   | 平成 30   | 令和元     |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 公共下水道処理人口 | 67,713  | 72,022  | 72,847  | 73,043  | 73,002  |
| 合併処理浄化槽人口 | 21,524  | 18,115  | 19,179  | 19,111  | 19,000  |
| 単独処理浄化槽人口 | 11,188  | 10,356  | 8,258   | 8,151   | 8,066   |
| し尿汲み取り人口  | 895     | 884     | 770     | 724     | 710     |
| 合計(行政人口)  | 101,320 | 101,377 | 101,054 | 101,029 | 100,778 |

出典：坂戸、鶴ヶ島下水道組合資料

《し尿汲み取り及び浄化槽人口》

し尿汲み取り及び浄化槽人口については、実態を把握することが困難なこともあり、行政人口から公共下水道処理人口を引いた数値としています。

$$\text{“し尿汲み取り及び浄化槽人口”} = \text{“行政人口”} - \text{“公共下水道処理人口”}$$

## (3) し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

## ① 収集及び運搬の現状

本市の収集及び運搬の現状を示します。(令和元年度末現在)

| 区 分   | し 尿    | 浄化槽汚泥  |
|-------|--------|--------|
| 主 体   | 許可(4社) | 許可(8社) |
| 手 数 料 | 各社設定   | 各社設定   |

## ② 中間処理の現状

本市で発生したし尿及び浄化槽汚泥は、坂戸地区衛生組合のし尿処理施設で処理されています。施設の概要については次のとおりです。

|       |                                                             |
|-------|-------------------------------------------------------------|
| 構成市町  | 坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町                                       |
| 施設所在地 | 坂戸市大字上吉田 651-1                                              |
| 敷地面積  | 11,854.76 m <sup>2</sup>                                    |
| 稼動年月  | 昭和47年5月                                                     |
| 処理能力  | 400 kℓ/日（現有能力）                                              |
| 処理方式  | 主処理工程：<br>・ AB 系列 標準脱窒素処理方式<br>・ CD 系列 好気性消化・活性汚泥法処理方式（休止中） |

出典：坂戸地区衛生組合資料

《し尿処理施設の設置状況》

■ 坂戸地区衛生組合

・ し尿処理施設



■ 坂戸地区衛生組合・構成市町管区図





**(4) し尿及び浄化槽汚泥処理の推移**

本市の過去5年間における、し尿及び浄化槽汚泥処理実績は次のとおりです。(令和元年度末現在)

■ 1人1日当たり発生量(原単位)

| 区分 \ 年度          | 平成27   | 平成28   | 平成29   | 平成30   | 令和元    |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| し尿汲み取り及び浄化槽人口(人) | 33,607 | 29,355 | 28,207 | 27,986 | 27,776 |
| し尿汲み取り量(kℓ)      | 1,642  | 1,444  | 1,327  | 1,324  | 1,351  |
| 浄化槽汚泥量(kℓ)       | 18,145 | 19,314 | 15,133 | 14,907 | 15,504 |
| し尿汲み取り原単位(ℓ/人・日) | 5.0    | 4.5    | 4.7    | 5.0    | 5.2    |
| 浄化槽汚泥原単位(ℓ/人・日)  | 1.5    | 1.9    | 1.5    | 1.5    | 1.6    |

※原単位：し尿、浄化槽汚泥の1人1日当たりの排出量

出典：坂戸地区衛生組合資料

**(5) 合併処理浄化槽設置整備補助**

本市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的とし、平成2年度から合併処理浄化槽設置者に対し、補助金を交付しています。令和元年度から、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換のみを補助対象とし、新設に対する補助金を廃止しました。過去5年間の補助整備基数は次のとおりです。

(単位：基)

| 区分 \ 年度 | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 | 令和元 |
|---------|------|------|------|------|-----|
| 5人槽     | 31   | 26   | 27   | 28   | 14  |
| 6・7人槽   | 17   | 18   | 17   | 18   | 16  |
| 8～10人槽  | 0    | 1    | 0    | 1    | 0   |
| 合計      | 48   | 45   | 44   | 47   | 30  |

## 1-2 生活排水処理の課題

本市では、公共下水道の普及が進んでいる一方で、公共下水道対象区域以外の地域では、単独処理浄化槽を利用している家屋が相当数あり、また、側溝や水路等の排水先がない家屋では、し尿汲み取り便槽を利用している状況となっています。浄化槽法第11条の規定に基づく法定検査の受検率は、令和元年度末が16.8%で埼玉県平均19.3%より低くなっています。

こうした状況から現在、合併処理浄化槽への転換と適正な管理を積極的に推進していくことが重要課題となっています。今後は、広報紙等での啓発や浄化槽維持管理一括契約制度の普及促進を積極的に図っていきます。

また、し尿や浄化槽から発生した汚泥等の処理は、坂戸地区衛生組合が担っていますが、施設の老朽化が進んでいることから、構成市町のし尿処理対象人口の動向を的確に把握し、施設の老朽化や搬入量等の変化に対応した整備を行うとともに、今後も適切な管理により業務体制の効率化と安定した運営を図る必要があります。



## 第2章 生活排水処理の将来予測

### 2-1 生活排水の処理形態別人口の推計

生活排水の処理形態別の将来人口は、埼玉県生活排水処理施設整備構想の見直しに伴う坂戸市生活排水処理基本計画基礎検討報告書に基づき、公共下水道人口、し尿汲み取り及び浄化槽人口について、処理形態別に過去の実績等（令和元年度末現在）により推計します。

（単位：人）

| 区分 \ 年度       | 令和元<br>（実績） | 令和7<br>（目標年次） |
|---------------|-------------|---------------|
| 公共下水道人口       | 73,002      | 68,570        |
| し尿汲み取り及び浄化槽人口 | 27,776      | 28,483        |
| 合 計           | 100,778     | 97,053        |

出典：坂戸、鶴ヶ島下水道組合資料

### 2-2 計画原単位の設定

計画原単位は、し尿汲み取り及び浄化槽汚泥の過去3年間の処理実績の平均値により設定します。

し尿汲み取り原単位は5.0ℓ/人・日、浄化槽汚泥原単位は1.5ℓ/人・日とし、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽は同じ値とします。

（単位：ℓ/人・日）

| 区分 \ 年度       | 平成29 | 平成30 | 令和元 | 平均  |
|---------------|------|------|-----|-----|
| し尿汲み取り原単位（計画） | 4.7  | 5.0  | 5.2 | 5.0 |
| 浄化槽汚泥原単位（計画）  | 1.5  | 1.5  | 1.6 | 1.5 |

### 2-3 排出量の推計

今後の排出量の推計値は、生活排水の処理形態別人口及び計画原単位により推計します。

（単位：kℓ/年）

| 区分 \ 年度 | 令和元<br>（実績） | 令和7<br>（目標年次） |
|---------|-------------|---------------|
| し尿汲み取り量 | 1,351       | 945           |
| 浄化槽汚泥量  | 15,504      | 15,311        |
| 合 計     | 16,855      | 16,256        |

出典：坂戸地区衛生組合資料

## 第 3 章 生活排水処理計画

### 3-1 基本理念

#### 「清らかな水辺を守り、快適に暮らせるまち」

清流を守っていくため、生活排水処理施設※27 の整備を進めていくことは、小河川をはじめとする公共用水域の水質汚濁の防止及び農業用水の確保につながり、住み良い生活環境が確保されることで、国際的な目標である S D G s（持続可能な開発目標）の達成に貢献していくことになります。

こうしたことから、生活排水処理施設の整備を計画的に進めていく必要があります。

### 3-2 基本方針

#### ■ 基本方針 1：地域の特性に応じた生活排水処理施設の整備

- ・ 市街化区域は、公共下水道を計画的に整備します。
- ・ 市街化区域以外の区域については、地域の特性、住民の要望、経済性及び効率性等を勘案しながら、適切に整備します。

#### ■ 基本方針 2：合併処理浄化槽の普及促進

- ・ 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため浄化槽処理促進区域を指定し、し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を推進します。
- ・ 浄化槽の維持管理の適正化を図るため、浄化槽維持管理一括契約制度の活用促進、管理者への指導啓発を行います。
- ・ 埼玉県生活排水処理施設整備構想に基づき、更なる浄化槽の整備の促進と普及啓発に努めます。
- ・ 令和 3 年度に埼玉県から浄化槽管理者の指導等の権限移譲を受け、市で浄化槽の管理不全を把握することで直接指導し、是正できる体制を築きます。

#### ■ 基本方針 3：し尿処理施設の効率的な管理運営

- ・ 既存の坂戸地区衛生組合のし尿処理施設については建設後 48 年以上が経過し、経年劣化による施設の老朽化が進行しています。今後も適正な管理を行いながら、効率的で安定した施設運営を行います。
- ・ 長期的な運営に関しては、構成市町と協議、研究を進めます。

※27 生活に起因する排水を処理するための施設のことで、主に下水道施設、集落排水施設、合併処理浄化槽が対象となります（し尿処理施設を含む。）。

### 3-3 処理主体

本市における生活排水の処理主体を次に示します。

| 処理施設の種類 | 対象となる生活排水の種類 | 処理主体        |
|---------|--------------|-------------|
| 公共下水道   | し尿及び生活雑排水    | 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 |
| 単独処理浄化槽 | し尿           | 個人等         |
| 合併処理浄化槽 | し尿及び生活雑排水    |             |
| し尿処理施設  | し尿及び浄化槽汚泥    | 坂戸地区衛生組合    |

### 3-4 処理目標

公共下水道や合併処理浄化槽によるし尿及び生活雑排水の処理率（生活排水処理率）は、令和元年度の実績で91.3%となっています。

目標（最終目標）年次の令和7年度の生活排水処理率を次に示します。

（単位：％）

| 区分 \ 年度 | 令和元<br>（実績） | 令和7<br>（目標年次） |
|---------|-------------|---------------|
| 生活排水処理率 | 91.3        | 91.7          |

※ 目標年次（令和7年度）に掲げた生活排水処理率は、埼玉県生活排水処理施設整備構想等に基づいて設定します。

### 3-5 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

#### （1）し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事項

本市において排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、坂戸地区衛生組合に搬入し、同組合のし尿処理施設で処理します。し尿処理施設は、標準脱窒素処理方式により、処理能力は400kℓ / 日であり、令和元年度の構成市町からのし尿等の受入実績は40,193 kℓで、受入日数は243日、平均日量165.4kℓでした。

今後本市においては、合併処理浄化槽設置整備補助の推進や公共下水道の整備により、現在のし尿汲み取り量は減少していくことが見込まれ、目標年次の令和7年度の「し尿汲み取り量混入率」※28を次に示します。

（単位：％）

| 区分 \ 年度    | 令和元<br>（実績） | 令和7<br>（目標年次） |
|------------|-------------|---------------|
| し尿汲み取り量混入率 | 8.0         | 5.8           |

※28 総搬入量のうち、し尿汲み取り量が占める割合となります。

## (2) 収集運搬計画

収集運搬については、許可業者により収集運搬を行い、収集範囲、収集運搬の方法及び収集運搬機材等は、的確に指導等を行っていきます。

## (3) 中間処理計画

### ① 中間処理に関する目標

中間処理の目標は、処理対象物の量的、質的な変動に十分対応できる施設を整備し、適正な運営を図るものとします。

### ② 中間処理の方法及び量

- ・ 中間処理対象物：計画収集区域内から収集されるし尿及び浄化槽汚泥とします。
- ・ 処 理 方 法：収集し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設へ搬入し、計画水質以下まで処理を行います。
- ・ 中 間 処 理 量：計画収集区域内から収集されるし尿及び浄化槽汚泥の全量とします。
- ・ 中 間 処 理 設 備：坂戸地区衛生組合が管理・運営するし尿処理施設とします。

## (4) 最終処分計画

### ① 最終処分に関する目標

し尿処理施設から排出する廃棄物は、自然の代謝機能を利用し、最終的に無害化・安定化させます。

### ② 最終処分方法

- ・ 最終処分は場外処分とし、汚泥については堆肥化、し渣等については焼却を原則とし、関係機関との調整を図ります。
- ・ 最終処分する埋立対象物は、原則として脱水し渣及び汚泥の焼却灰とします。

## (5) 資源化有効利用計画

今後、施設から発生する脱水汚泥及び乾燥汚泥については、有効利用の手法を研究します。

### 3-6 市民に対する広報・啓発活動

---

生活環境及び公衆衛生の向上を図るために、市民に対する広報・啓発活動の重点目標を以下のとおり定めます。

#### 【重点目標】

- 1 公共下水道普及による水洗化率の向上（公共下水道区域内）
- 2 し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の推進（浄化槽処理促進区域）
- 3 浄化槽の維持管理（保守点検、清掃、法定検査）の徹底、浄化槽維持管理一括契約制度の活用の促進
- 4 家庭でできる生活排水対策の推進（台所洗剤等の使用量の調整等）

## 第 4 編 進行管理計画

---

## 第 1 章 計画の進行管理

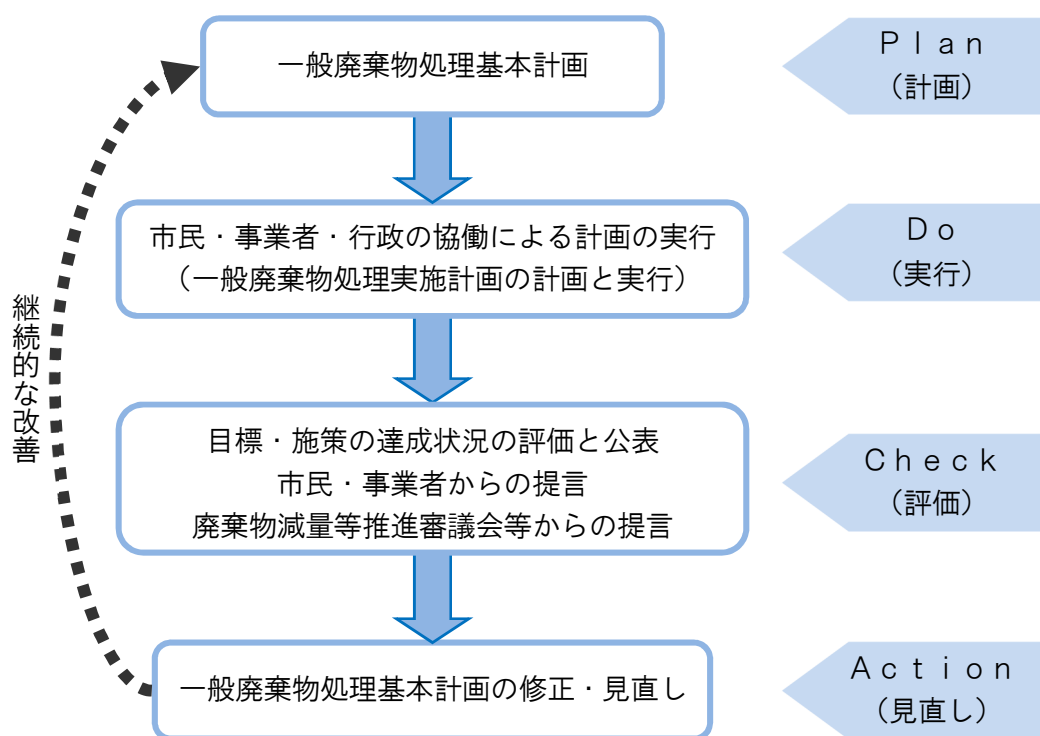
循環型社会の形成に向けた施策を計画的かつ総合的に推進するためには、計画の進行管理の仕組みが必要です。そのためには、本計画に掲げた数値目標や各施策の進捗状況の把握・評価を行います。また、適正な進行管理を行うため、市自らが評価するとともに、坂戸市廃棄物減量等推進審議会等を活用した客観的な評価を行います。

### 1-1 進行管理システムの構築

計画の進行管理は、P D C A サイクルの概念を導入し、計画の進捗状況について様々な視点から把握・評価を行い、各種施策を推進していきます。

結果については、市民、事業者への公表はもちろんのこと、坂戸市廃棄物減量等推進審議会等への報告を通じて意見・提言をいただき、継続的に計画を見直ししながら、実行する体制を構築します。

具体的には、小さいサイクルと大きいサイクルに分けて点検評価を行い、必要に応じて計画を見直すことでサイクルの維持と目標の達成に努めます。



| サイクル             | 主な点検評価項目             | 見直しの内容                                                                    |
|------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 小さなサイクル<br>(1年間) | 数値目標<br>個別施策         | 数値目標や個別施策の進捗状況により、内容を見直し、個別施策の推進を図ります。                                    |
| 大きなサイクル<br>(5年間) | 基本施策<br>数値目標<br>個別施策 | 基本施策や数値目標の達成状況、社会情勢、ごみ処理に関する社会動向等を踏まえて、新たな基本施策や数値目標の必要性を検討し、本計画の見直しを行います。 |

## 1-2 進捗状況等の公表

計画推進の実効性を明らかにするため、本計画の進捗状況や目標達成状況についてとりまとめ、広報やインターネット等を通じて市民・事業者へ公表します。公表は年1回とします。

また、坂戸市廃棄物減量等推進審議会等に報告し、客観的な視点から、進捗状況に関する点検・評価を行います。

### ■ 計画進捗状況の公表（毎年報告）

| 目 的  | 計画の進捗状況の報告、目標達成状況など                         |
|------|---------------------------------------------|
| 公表内容 | 目標達成度、計画実施実績、ごみ処理の状況、計画見直し内容                |
| 広報手段 | 廃棄物減量等推進審議会への報告、広報紙やインターネット等を活用した市民・事業者への公表 |

〔坂戸市廃棄物減量等推進審議会〕





## 第 2 章 計画の推進方策

計画の推進は、市民・事業者・行政がそれぞれの分野での役割を認識し、連携・協力して推進することが必要です。

このため、計画を直実に推進する方策として、以下の推進方策に取り組みます。

### 2-1 一般廃棄物処理実施計画の策定

「第 4 次坂戸市一般廃棄物処理基本計画」が 10 年の長期計画であるのに対し、各年度の計画として「坂戸市一般廃棄物処理実施計画」を策定する必要があります。

一般廃棄物処理実施計画では、以下のような内容について具体的な計画を作成します。

- 一般廃棄物の発生量及び処理量見込み
- 一般廃棄物の発生抑制及び減量化方策に関する事項
  - ・ 循環型社会への意識づくり
  - ・ 4 R の推進
- 一般廃棄物の種類（分別区分）及び排出、収集・運搬方法等
- 一般廃棄物の収集運搬委託業者及び許可業者
- 一般廃棄物の処理施設状況
- 委託による処理の状況

### 2-2 廃棄物減量等推進審議会への報告

施策の推進に当たっては、進捗状況を的確に把握しながら事業の推進を図っていくことが求められます。また、社会情勢の変化などに対応し、新たな視点での施策展開が求められることも考えられます。

こうしたことから、効率的・効果的な施策展開を図るため、施策の進捗状況を坂戸市廃棄物減量等推進審議会へ報告し、意見・提言をいただき、各種施策の達成度の検証、評価及び推進策の検討等を行っていくこととします。

### 2-3 広域的な連携

広域的な取り組みが求められる課題や地球環境問題などへの対応について、国や県、近隣の地方自治体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組みます。

## 参 考 資 料

---

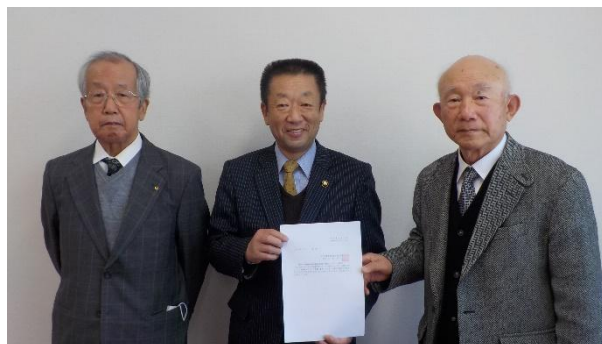
資料 1

第 4 次坂戸市一般廃棄物処理基本計画（中間年次改訂）・策定の経過

| 開催日・期間                     | 内 容                                                                         |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 令和 2 年 7 月 7 日             | 第 1 回坂戸市廃棄物減量等推進審議会<br>・ 委嘱状及び諮問書交付<br>・ 坂戸市の廃棄物処理の概要について 他                 |
| 令和 2 年 9 月 30 日            | 第 1 回坂戸市一般廃棄物処理基本計画庁内検討委員会<br>・ 第 4 次坂戸市一般廃棄物処理基本計画〔中間年次改訂版〕<br>（素案）について    |
| 令和 2 年 11 月 5 日            | 第 2 回坂戸市廃棄物減量等推進審議会<br>・ 第 4 次坂戸市一般廃棄物処理基本計画〔中間年次改訂版〕<br>（素案）について           |
| 令和 2 年 12 月 2 日            | 第 2 回坂戸市一般廃棄物処理基本計画庁内検討委員会（回議）<br>・ 第 4 次坂戸市一般廃棄物処理基本計画〔中間年次改訂版〕<br>（案）について |
| 令和 3 年 1 月 4 日<br>～2 月 3 日 | 市民コメントの募集                                                                   |
| 令和 3 年 2 月 17 日            | 第 3 回坂戸市一般廃棄物処理基本計画庁内検討委員会（回議）<br>・ 市民コメントの結果報告等                            |
| 令和 3 年 3 月 3 日             | 第 3 回坂戸市廃棄物減量等推進審議会（書面審議）<br>・ 市民コメントの結果報告等<br>・ 答申書（案）について                 |
| 令和 3 年 3 月 15 日            | 坂戸市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて、坂戸市廃棄物減量等推進審議会の正副会長により石川市長へ答申                        |



審議会委員に委嘱



石川市長へ答申

資料 2

坂廃発第 107 号

令和 2 年 7 月 7 日

坂戸市廃棄物減量等推進審議会  
会長 三島 康弘 様

坂戸市長 石 川 清

坂戸市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）第 6 条の規定に基づき、第 4 次坂戸市一般廃棄物処理基本計画を見直したいので、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 1 条の 3 の規定に基づき、当該市町村の区域内における一般廃棄物の処理に関する基本計画を定めることとなっております。

本市では、平成 28 年 3 月に目標年次を 10 年後とする第 4 次坂戸市一般廃棄物処理基本計画を策定していますが、国のごみ処理基本計画策定指針により、中間年次である令和 2 年度に見直しをすることとなっております。

つきましては、市民、事業者、行政との協働の下、循環型社会の形成に向けて、一般廃棄物の処理に関する施策を総合的・計画的に推進するため、「第 4 次坂戸市一般廃棄物処理基本計画」を見直したいので、貴審議会の意見を求めるものであります。

資料 3

坂 廃 審 発 第 2 号  
令和 3 年 3 月 1 5 日

坂戸市長 石 川 清 様

坂戸市廃棄物減量等推進審議会  
会長 三 島 康 弘

坂戸市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて（答申）

令和 2 年 7 月 7 日付け坂廃発第 1 0 7 号で諮問のありました標記の件について、本審議会において慎重に審議した結果、今後の廃棄物の減量及び処理に係る方向性を定めるものとして適切であると認め、別紙意見を付して答申いたします。

別紙

第4次坂戸市一般廃棄物処理基本計画（中間年次改訂版）における施策の推進に関する意見

1 的確な情報提供について

ごみの減量や資源循環型社会の実現には、市民・事業者との連携による取組が不可欠となるため、市は、広報・ホームページを利用した分かりやすい情報提供や啓発に努められたい。

2 S D G s（持続可能な開発目標）への貢献について

第4次坂戸市一般廃棄物処理基本計画の推進に当たっては、国際的な目標であるS D G sの掲げる目標の達成に向けて、本市のみならず、地球規模の環境問題の解決に貢献されたい。

3 食品ロスの削減について

まだ食べられる食品を廃棄する「食品ロス」が、大きな問題となっており、ごみの削減という観点からも、対策が必要と考える。フードバンクの活用など、食品ロスの削減に積極的に取り組まれたい。

4 ごみ処理施設の適正管理等について

廃棄物を滞りなく安全に処理することは、市民が快適な生活を営むために必要不可欠であることから、処理施設の整備を計画的に実施するとともに、ごみ処理の広域化も視野に入れた検討をされたい。

5 生活排水の処理について

高麗川をはじめとする市内を流れる河川の清流を守り、住み良い生活環境の確保、公共用水域の水質汚濁の防止及び農業用水の確保を図るため、合併処理浄化槽への転換推進など、地域の特性に応じた生活排水処理施設等の整備を促進されたい。

資料4

坂戸市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期：令和2年6月29日から令和4年6月28日までの2年間

| No. | 委員名     | 所 属            | 備 考 |
|-----|---------|----------------|-----|
| 1   | 光 地 英 隆 | 坂戸市区長会         |     |
| 2   | 三 島 康 弘 | 坂戸市地域連絡協議会     | 会長  |
| 3   | 榎 本 歌予子 | 坂戸市いぶき会        |     |
| 4   | 森 浩 一   | 坂戸市資源分別回収事業協力会 |     |
| 5   | 房 野 洋   | 坂戸市商工会         | 副会長 |
| 6   | 齊 藤 正 浩 | 埼玉県東松山環境管理事務所  |     |
| 7   | 武 内 弘 美 | 消費生活アドバイザー     |     |
| 8   | 杉 田 義 昭 | 城西大学           |     |
| 9   | 井 元 り え | 女子栄養大学         |     |
| 10  | 會 田 昭 郎 | 公募委員           |     |
| 11  | 芦 田 みちよ | 公募委員           |     |

## 資料5

## 坂戸市一般廃棄物処理基本計画庁内検討委員会・委員名簿

| 役 職  | 委 員 名        | 所 属     | 備 考                            |
|------|--------------|---------|--------------------------------|
| 委員長  | 佐藤 佳則        | 廃棄物対策課  | 計画策定の総合調整<br>廃棄物処理計画           |
| 副委員長 | 小川 勝         | 環境政策課   | 環境保全行政、生活排水処理計画                |
| 委 員  | 福島 康高        | 防災安全課   | 地域防災計画<br>災害廃棄物に関する調整          |
| 委 員  | 高山 康彦        | 市民生活課   | 住民自治組織との連絡調整                   |
| 委 員  | 浅野 保         | 農業振興課   | 農業の振興、農業従事者及び関係<br>団体との連絡調整    |
| 委 員  | 岸田 崇<br>澁谷 務 | 商工労政課   | 商工業の振興、商工業団体企業と<br>の連絡調整       |
| 委 員  | 上 政雄         | 西清掃センター | 廃棄物の収集・処理・処分、廃棄<br>物処理施設の管理・運営 |
| 委 員  | 庄司 圭呂        | 東清掃センター | 廃棄物の収集・処理・処分、廃棄<br>物処理施設の管理・運営 |



ごみ発生量の実績と予測（推計）

(1/2)

| 区 分              |          | 年 度     | 単位   | No.                            | R2～予測方式 | 実 績     |         |         |         |        | 予 測    |        |        |        |        |      | 目標年度 |
|------------------|----------|---------|------|--------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|------|
|                  |          |         |      |                                |         | 平成 27   | 平成 28   | 平成 29   | 平成 30   | 令和 元   | 令和 2   | 令和 3   | 令和 4   | 令和 5   | 令和 6   | 令和 7 |      |
| 計画収集人口（10/1）     |          | 人       | (1)  | 人口ビジョン                         | 101,310 | 101,513 | 101,457 | 101,227 | 101,138 | 99,787 | 99,303 | 98,818 | 98,333 | 97,848 | 97,363 |      |      |
| 家庭系<br>（t / 年）   | 燃やせるごみ   | t / 年   | (2)  | (14)*(1)*365 / 10 <sup>6</sup> | 15,257  | 15,323  | 15,362  | 15,431  | 15,327  | 15,171 | 15,112 | 15,051 | 14,988 | 14,924 | 14,859 |      |      |
|                  | 燃やさないごみ  | t / 年   | (3)  | (15)*(1)*365 / 10 <sup>6</sup> | 1,505   | 1,409   | 1,437   | 1,483   | 1,559   | 1,477  | 1,474  | 1,471  | 1,467  | 1,462  | 1,458  |      |      |
|                  | 粗大ごみ     | t / 年   | (4)  | (16)*(1)*365 / 10 <sup>6</sup> | 1,176   | 1,190   | 1,135   | 1,200   | 1,212   | 1,178  | 1,174  | 1,171  | 1,167  | 1,163  | 1,159  |      |      |
|                  | 蛍光管類     | t / 年   | (5)  | (16)*(1)*365 / 10 <sup>6</sup> | 33      | 34      | 35      | 31      | 32      | 32     | 32     | 31     | 31     | 31     | 31     | 3    |      |
|                  | 資源物      | t / 年   | (6)  | Σ [(7):(11)]                   | 4,893   | 4,695   | 4,643   | 4,623   | 4,639   | 4,494  | 4,448  | 4,406  | 4,367  | 4,330  | 4,294  |      |      |
|                  | 資源プラスチック | t / 年   | (7)  | (19)*(1)*365 / 10 <sup>6</sup> | 1,421   | 1,425   | 1,423   | 1,438   | 1,444   | 1,420  | 1,415  | 1,410  | 1,405  | 1,400  | 1,394  |      |      |
|                  | 資源カン・ビン  | t / 年   | (8)  | (20)*(1)*365 / 10 <sup>6</sup> | 956     | 900     | 932     | 894     | 855     | 853    | 841    | 831    | 821    | 812    | 804    |      |      |
|                  | 資源ペットボトル | t / 年   | (9)  | (21)*(1)*365 / 10 <sup>6</sup> | 336     | 332     | 337     | 352     | 338     | 339    | 338    | 338    | 337    | 336    | 335    |      |      |
|                  | 資源紙      | t / 年   | (10) | (22)*(1)*365 / 10 <sup>6</sup> | 1,871   | 1,721   | 1,643   | 1,629   | 1,699   | 1,581  | 1,554  | 1,530  | 1,508  | 1,488  | 1,469  |      |      |
|                  | 資源布      | t / 年   | (11) | (23)*(1)*365 / 10 <sup>6</sup> | 253     | 249     | 251     | 255     | 278     | 262    | 263    | 263    | 263    | 263    | 263    | 262  |      |
|                  | 使用済小型家電  | t / 年   | (12) | (24)*(1)*365 / 10 <sup>6</sup> | 56      | 68      | 57      | 55      | 25      | 39     | 37     | 35     | 33     | 31     | 30     |      |      |
|                  | 合 計      | t / 年   | (13) | Σ [(2):(6)]                    | 22,864  | 22,651  | 22,612  | 22,768  | 22,769  | 22,351 | 22,241 | 22,130 | 22,020 | 21,910 | 21,800 |      |      |
| 家庭系<br>（g / 人・日） | 燃やせるごみ   | g / 人・日 | (14) | 対数式                            | 411     | 414     | 415     | 418     | 414     | 417    | 417    | 417    | 418    | 418    | 418    |      |      |
|                  | 燃やさないごみ  | g / 人・日 | (15) | 対数式                            | 41      | 38      | 39      | 40      | 42      | 41     | 41     | 41     | 41     | 41     | 41     |      |      |
|                  | 粗大ごみ     | g / 人・日 | (16) | 対数式                            | 32      | 32      | 31      | 32      | 33      | 32     | 32     | 32     | 33     | 33     | 33     |      |      |
|                  | 蛍光管類     | g / 人・日 | (17) | 対数式                            | 1       | 1       | 1       | 1       | 1       | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |      |      |
|                  | 資源物      | g / 人・日 | (18) | Σ [(19):(23)]                  | 132     | 126     | 125     | 125     | 125     | 123    | 123    | 122    | 122    | 121    | 121    |      |      |
|                  | 資源プラスチック | g / 人・日 | (19) | 対数式                            | 38      | 38      | 38      | 39      | 39      | 39     | 39     | 39     | 39     | 39     | 39     |      |      |
|                  | 資源カン・ビン  | g / 人・日 | (20) | 対数式                            | 26      | 24      | 25      | 24      | 23      | 23     | 23     | 23     | 23     | 23     | 23     |      |      |
|                  | 資源ペットボトル | g / 人・日 | (21) | 対数式                            | 9       | 9       | 9       | 10      | 9       | 9      | 9      | 9      | 9      | 9      | 9      |      |      |
|                  | 資源紙      | g / 人・日 | (22) | 対数式                            | 50      | 46      | 44      | 44      | 46      | 43     | 43     | 42     | 42     | 42     | 41     |      |      |
|                  | 資源布      | g / 人・日 | (23) | 対数式                            | 7       | 7       | 7       | 7       | 7       | 7      | 7      | 7      | 7      | 7      | 7      |      |      |
|                  | 使用済小型家電  | g / 人・日 | (24) | 対数式                            | 2       | 2       | 2       | 1       | 1       | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |      |      |
|                  | 合 計      | g / 人・日 | (25) | Σ [(14):(18)]                  | 617     | 611     | 611     | 616     | 615     | 614    | 614    | 614    | 614    | 613    | 613    |      |      |
| 事業系<br>（t / 年）   | 燃やせるごみ   | t / 年   | (26) | (34)*5年実績案分                    | 4,772   | 4,965   | 4,977   | 5,041   | 4,957   | 4,936  | 4,944  | 4,950  | 4,957  | 4,961  | 4,966  |      |      |
|                  | 燃やさないごみ  | t / 年   | (27) | 〃（整数）                          | 33      | 30      | 29      | 29      | 24      | 33     | 34     | 34     | 34     | 34     | 34     |      |      |
|                  | 粗大ごみ     | t / 年   | (28) | 〃（整数）                          | 182     | 105     | 68      | 62      | 65      | 141    | 141    | 142    | 142    | 142    | 142    |      |      |
|                  | 資源物      | t / 年   | (29) | Σ [(30):(33)]                  | 125     | 134     | 142     | 113     | 113     | 119    | 117    | 115    | 115    | 115    | 114    |      |      |
|                  | 資源プラスチック | t / 年   | (30) | (34)*5年実績案分                    | 66      | 74      | 90      | 83      | 86      | 72     | 71     | 70     | 70     | 70     | 69     |      |      |
|                  | 資源カン・ビン  | t / 年   | (31) | 〃（整数）                          | 39      | 41      | 34      | 18      | 13      | 29     | 29     | 28     | 28     | 28     | 28     |      |      |
|                  | 資源ペットボトル | t / 年   | (32) | 〃（整数）                          | 6       | 6       | 8       | 7       | 6       | 7      | 7      | 7      | 7      | 7      | 7      |      |      |
|                  | 資源紙      | t / 年   | (33) | 〃（整数）                          | 14      | 13      | 10      | 5       | 8       | 11     | 10     | 10     | 10     | 10     | 10     |      |      |
|                  | 合 計      | t / 年   | (34) | Σ [(26):(29)]                  | 5,112   | 5,234   | 5,216   | 5,245   | 5,159   | 5,229  | 5,236  | 5,241  | 5,248  | 5,252  | 5,256  |      |      |

(2/2)

| 区 分               |               | 年 度     | 単位   | No.                          | R2～予測方式 | 実 績    |        |        |        |        | 予 測    |        |        |        |        | 目標年度   |
|-------------------|---------------|---------|------|------------------------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                   |               |         |      |                              |         | 平成 27  | 平成 28  | 平成 29  | 平成 30  | 令和 元   | 令和 2   | 令和 3   | 令和 4   | 令和 5   | 令和 6   | 令和 7   |
| 排出量               | 排出量（家庭系＋事業系）  | t / 年   | (35) | (13)＋(34)                    |         | 27,976 | 27,885 | 27,828 | 28,013 | 27,928 | 27,580 | 27,477 | 27,371 | 27,268 | 27,162 | 27,056 |
|                   | 日量            | t / 日   | (36) | (35)/365                     |         | 76     | 76     | 76     | 77     | 76     | 76     | 75     | 75     | 75     | 74     | 74     |
|                   | 1人1日当たりの排出量   | g / 人・日 | (37) | (35)/(1)/365*10^6            |         | 754    | 753    | 751    | 758    | 754    | 757    | 758    | 759    | 760    | 761    | 761    |
| 資源集団回収量           |               | t / 年   | (38) | 対数式                          |         | 923    | 796    | 728    | 663    | —      | —      | —      | —      | —      | —      | —      |
| 発生量               | 発生量（排出量＋集団回収） | t / 年   | (39) | (35)＋(38)                    |         | 28,899 | 28,681 | 28,556 | 28,676 | 27,928 | 27,580 | 27,477 | 27,371 | 27,268 | 27,162 | 27,056 |
|                   | 日量            | t / 日   | (40) | (39)/365                     |         | 79     | 79     | 78     | 79     | 76     | 76     | 75     | 75     | 75     | 74     | 74     |
|                   | 1人1日当たりの発生量   | g / 人・日 | (41) | (39)/(1)/365*10^6            |         | 779    | 774    | 771    | 776    | 754    | 757    | 758    | 759    | 760    | 761    | 761    |
| 資源化量              | 直接資源化量 紙etc   | t / 年   | (42) | 各資源*実績率                      |         | 4,704  | 4,578  | 4,515  | 4,467  | 4,471  | 4,287  | 4,242  | 4,202  | 4,165  | 4,130  | 4,096  |
|                   | 再生利用量         | t / 年   | (43) | 粗大処理施設回収量                    |         | 614    | 562    | 554    | 541    | 556    | 622    | 621    | 620    | 618    | 616    | 614    |
|                   | 乾電池等          | t / 年   | (44) | (5)蛍光管類                      |         | 33     | 34     | 35     | 31     | 32     | 32     | 32     | 31     | 31     | 31     | 31     |
|                   | 小 計           | t / 年   | (45) | Σ [(42) : (44) ]             |         | 5,351  | 5,174  | 5,104  | 5,039  | 5,059  | 4,941  | 4,895  | 4,853  | 4,814  | 4,777  | 4,741  |
|                   | セメント原料        | t / 年   | (46) | (53)*実績率                     |         | 2,281  | 2,293  | 2,368  | 2,345  | 2,477  | 2,556  | 2,550  | 2,543  | 2,536  | 2,528  | 2,520  |
|                   | 資源集団回収量       | t / 年   | (47) | (38)                         |         | 923    | 796    | 728    | 663    | —      | —      | —      | —      | —      | —      | —      |
|                   | 合 計           | t / 年   | (48) | Σ [(45) : (47) ]             |         | 8,555  | 8,263  | 8,200  | 8,047  | 7,536  | 7,497  | 7,445  | 7,396  | 7,350  | 7,306  | 7,262  |
| リサイクル率            |               | %       | (49) | (48)/(39)                    |         | 29.6%  | 28.8%  | 28.7%  | 28.1%  | 27.0%  | 27.2%  | 27.1%  | 27.0%  | 27.0%  | 26.9%  | 26.8%  |
| リサイクル率（セメント原料を除く） |               | %       | (50) | [(48)-(46)]/(39)             |         | 21.7%  | 20.8%  | 20.4%  | 19.9%  | 18.1%  | 17.9%  | 17.8%  | 17.7%  | 17.7%  | 17.6%  | 17.5%  |
| 焼却<br>処理量         | 燃やせるごみ        | t / 年   | (51) | (2)＋(26)                     |         | 20,029 | 20,288 | 20,339 | 20,472 | 20,284 | 20,107 | 20,056 | 20,001 | 19,945 | 19,885 | 19,825 |
|                   | 仕分残渣、破碎残渣等    | t / 年   | (52) | 対象処理*実績率                     |         | 1,180  | 1,235  | 1,239  | 1,347  | 1,532  | 1,194  | 1,192  | 1,189  | 1,186  | 1,182  | 1,178  |
|                   | 合 計           | t / 年   | (53) | Σ [(51) : (52) ]             |         | 21,209 | 21,523 | 21,578 | 21,819 | 21,816 | 21,301 | 21,248 | 21,190 | 21,131 | 21,067 | 21,003 |
|                   | 日焼却量（280日）    | t / 日   | (54) | (53)/280                     |         | 76     | 77     | 77     | 78     | 78     | 76     | 76     | 76     | 75     | 75     | 75     |
| 焼却処理率             |               | %       | (55) | (53)/(35)                    |         | 75.8%  | 77.2%  | 77.5%  | 77.9%  | 78.1%  | 77.2%  | 77.3%  | 77.4%  | 77.5%  | 77.6%  | 77.6%  |
| 粗大ごみ処理施設における処理量   |               | t / 年   | (56) | Σ [(3) , (4) , (27) , (28) ] |         | 2,896  | 2,734  | 2,669  | 2,774  | 2,860  | 2,829  | 2,824  | 2,818  | 2,810  | 2,801  | 2,793  |
| 資源化量(鉄・アルミ)       |               | t / 年   | (57) | (43)再生利用量（鉄・アルミ）             |         | 614    | 562    | 554    | 541    | 556    | 622    | 621    | 620    | 618    | 616    | 614    |
| 最終<br>処分量         | 残渣(可燃＋不燃)     | t / 年   | (58) | (56)*実績率                     |         | 796    | 747    | 717    | 704    | 698    | 1,641  | 1,638  | 1,634  | 1,630  | 1,625  | 1,620  |
|                   | 市営最終処分場       | t / 年   | (59) | Σ [(60) , (61) ]             |         | 796    | 747    | 717    | 704    | 698    | 712    | 708    | 705    | 701    | 697    | 694    |
|                   | 不燃残渣（破碎処理）    | t / 年   | (60) | (56)*実績率                     |         | 599    | 591    | 569    | 559    | 550    | 509    | 508    | 507    | 506    | 504    | 503    |
|                   | 不燃残渣（資源カンビン）  | t / 年   | (61) | [(8)＋(31)]*実績率               |         | 197    | 156    | 148    | 145    | 148    | 203    | 200    | 198    | 195    | 193    | 191    |
|                   | 合 計           | t / 年   | (62) | Σ [(60) : (61) ]             |         | 796    | 747    | 717    | 704    | 698    | 712    | 708    | 705    | 701    | 697    | 694    |
| 最終処分率             |               | %       | (63) | (62)/(35)                    |         | 2.8%   | 2.7%   | 2.6%   | 2.5%   | 2.5%   | 2.6%   | 2.6%   | 2.6%   | 2.6%   | 2.6%   | 2.6%   |

※ 端数処理により、個々の内訳の計と合計が一致しない場合があります。

参考資料

# 生活排水処理の予測（推計）

70

|            |          |    |       |         |         |         |         | 中間年次    |         |        |        |        |        | 目標年次   |
|------------|----------|----|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区 分        |          |    | 平成27  | 平成28    | 平成29    | 平成30    | 令和元     | 令和2     | 令和3     | 令和4    | 令和5    | 令和6    | 令和7    |        |
| 人口         | し尿汲み取り人口 |    | 人     | 895     | 884     | 770     | 724     | 710     | 678     | 646    | 614    | 582    | 550    | 518    |
|            | 浄化槽      | 単独 | 人     | 11,188  | 10,356  | 8,258   | 8,151   | 8,066   | 7,970   | 7,874  | 7,778  | 7,682  | 7,586  | 7,490  |
|            |          | 合併 | 人     | 21,524  | 18,115  | 19,179  | 19,111  | 19,000  | 19,246  | 19,492 | 19,738 | 19,984 | 20,230 | 20,475 |
|            | 下水道      |    | 人     | 67,713  | 72,022  | 72,847  | 73,043  | 73,002  | 72,263  | 71,524 | 70,785 | 70,046 | 69,307 | 68,570 |
|            | 計        |    | 人     | 101,320 | 101,377 | 101,054 | 101,029 | 100,778 | 100,157 | 99,536 | 98,915 | 98,294 | 97,673 | 97,053 |
| 処理率        | 下水道普及率   |    | %     | 66.8%   | 71.0%   | 72.1%   | 72.3%   | 72.4%   | 72.1%   | 71.9%  | 71.6%  | 71.3%  | 71.0%  | 70.7%  |
|            | 水洗化率     |    | %     | 99.1%   | 99.1%   | 99.2%   | 99.3%   | 99.3%   | 99.3%   | 99.4%  | 99.4%  | 99.4%  | 99.4%  | 99.5%  |
|            | 排水処理率    |    | %     | 88.1%   | 88.9%   | 88.9%   | 91.2%   | 91.3%   | 91.4%   | 91.4%  | 91.5%  | 91.6%  | 91.7%  | 91.7%  |
| 年間<br>処理量  | し尿汲み取り量  |    | kℓ/年  | 1,642   | 1,444   | 1,327   | 1,324   | 1,351   | 1,237   | 1,179  | 1,121  | 1,062  | 1,007  | 945    |
|            | 浄化槽汚泥量   |    | kℓ/年  | 18,145  | 19,314  | 15,133  | 14,907  | 15,504  | 14,901  | 14,983 | 15,065 | 15,012 | 15,271 | 15,311 |
|            | 計        |    | kℓ/年  | 19,787  | 20,758  | 16,460  | 16,231  | 16,855  | 16,138  | 16,162 | 16,186 | 16,075 | 16,277 | 16,256 |
| 日平均<br>処理量 | し尿汲み取り量  |    | kℓ/日  | 4.5     | 4.0     | 3.6     | 3.6     | 3.7     | 3.4     | 3.2    | 3.1    | 2.9    | 2.8    | 2.6    |
|            | 浄化槽汚泥量   |    | kℓ/日  | 49.6    | 52.9    | 41.5    | 40.8    | 42.4    | 40.8    | 41.0   | 41.3   | 41.1   | 41.7   | 41.9   |
|            | 計        |    | kℓ/日  | 54.1    | 56.9    | 45.1    | 44.5    | 46.1    | 44.2    | 44.3   | 44.3   | 44.0   | 44.5   | 44.5   |
| 原単位        | し尿       |    | ℓ/人・日 | 5.0     | 4.5     | 4.7     | 5.0     | 5.2     | 5.0     | 5.0    | 5.0    | 5.0    | 5.0    | 5.0    |
|            | 浄化槽汚泥    |    | ℓ/人・日 | 1.5     | 1.9     | 1.5     | 1.5     | 1.6     | 1.5     | 1.5    | 1.5    | 1.5    | 1.5    | 1.5    |

※ 端数処理により合計が一致しない場合があります。

## 資料 8

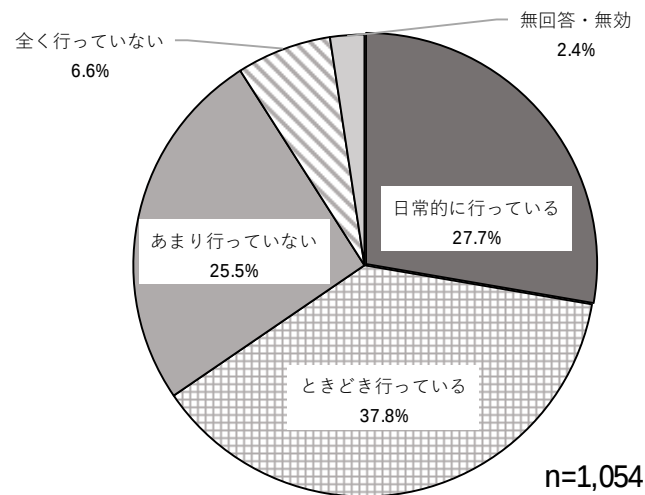
## — 坂戸市民意識調査報告書（R2.3）（一部抜粋） —

## ■環境に配慮した取組

問 2 0 環境に配慮した取組(節電、自然や河川の保全など)を行っていますか。次の中から1つだけ選んで○で囲んでください。

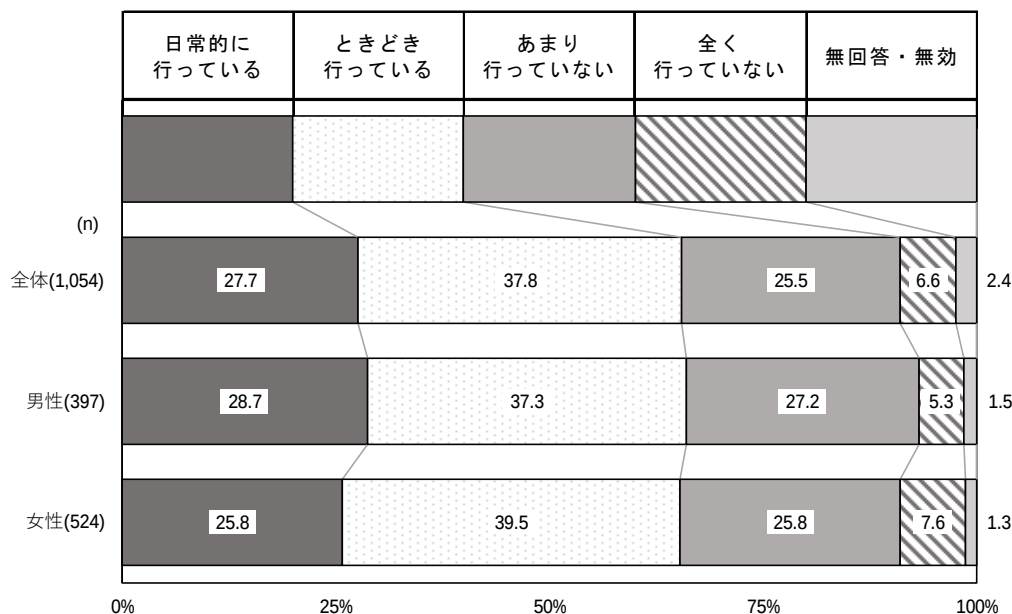
環境に配慮した取組を行っているかについては「ときどき行っている」が最も多く、37.8%を占めている。次いで、「日常的に行っている」が27.7%、「あまり行っていない」が25.5%と続いている。

「日常的に行っている」または「ときどき行っている」と回答している人は65.5%となっており、6割超の市民が環境に配慮した取組を行っている。



## 【性別】

男女ともに「日常的に行っている」または「ときどき行っている」と回答している人は6割超となっており、全体と同様の傾向である。

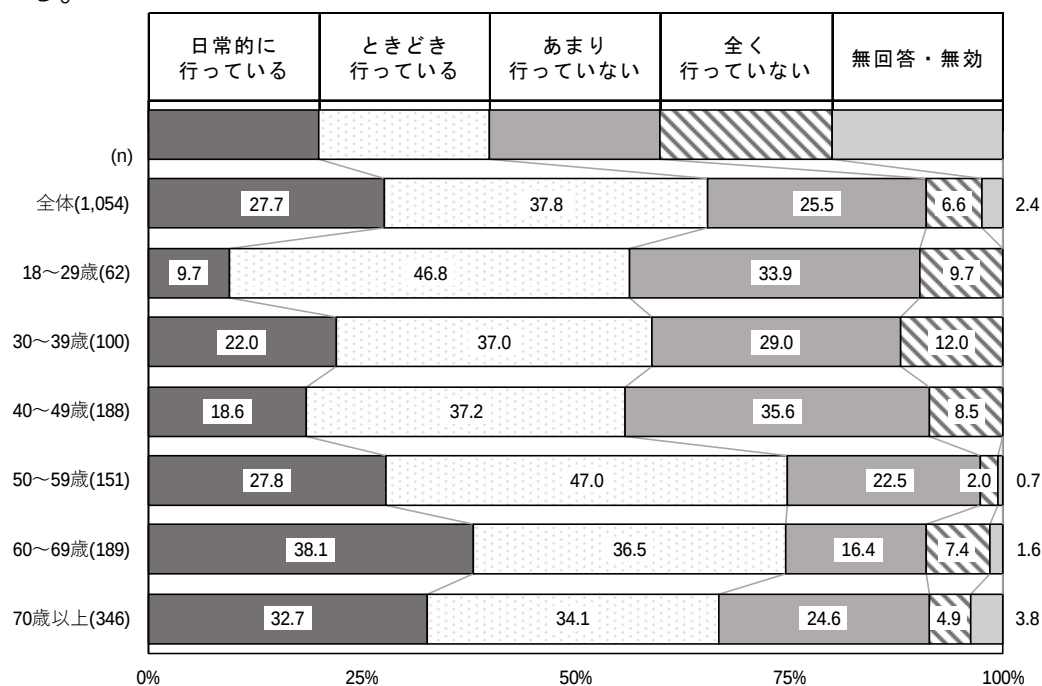


## 【年齢別】

18～29 歳は「日常的に行っている」が全体と比べて 18.0 ポイント少なくなっている。

60～69 歳は「日常的に行っている」が全体と比べて 10.4 ポイント多くなっている。

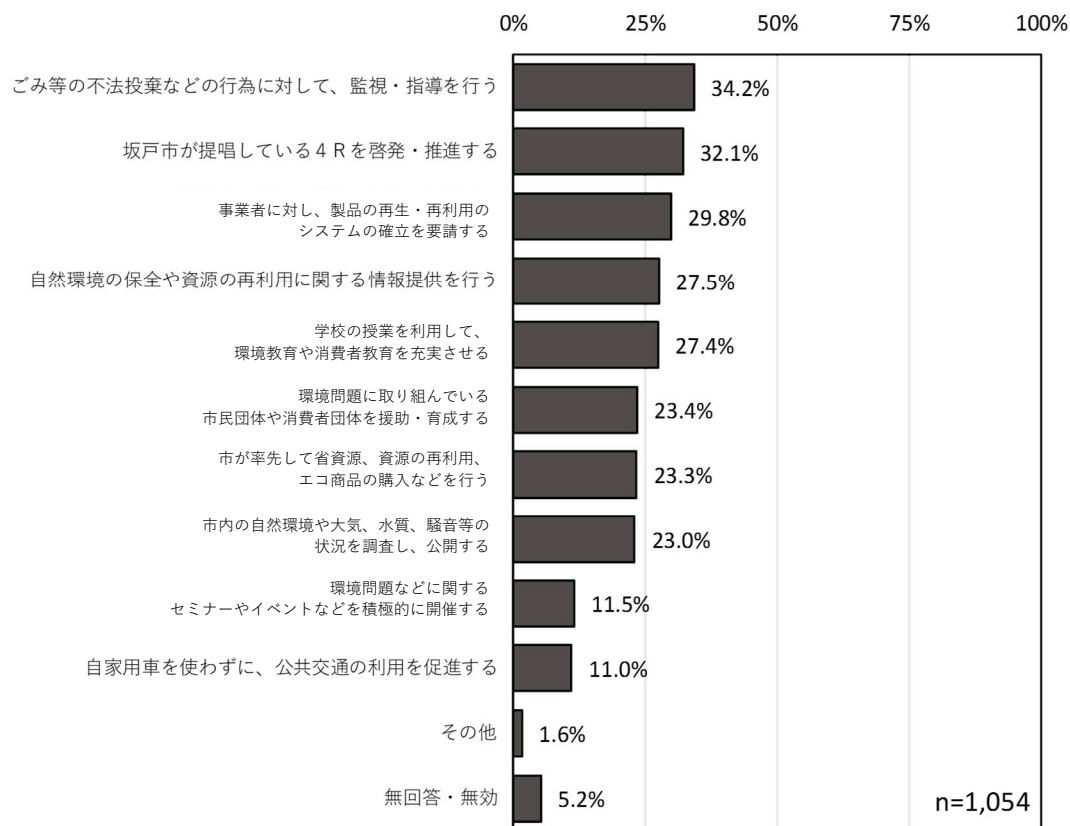
40～49 歳は「あまり行っていない」が全体と比べて 10.1 ポイント多くなっている。



## ■自然環境の保全や資源の再利用などを促進する取組

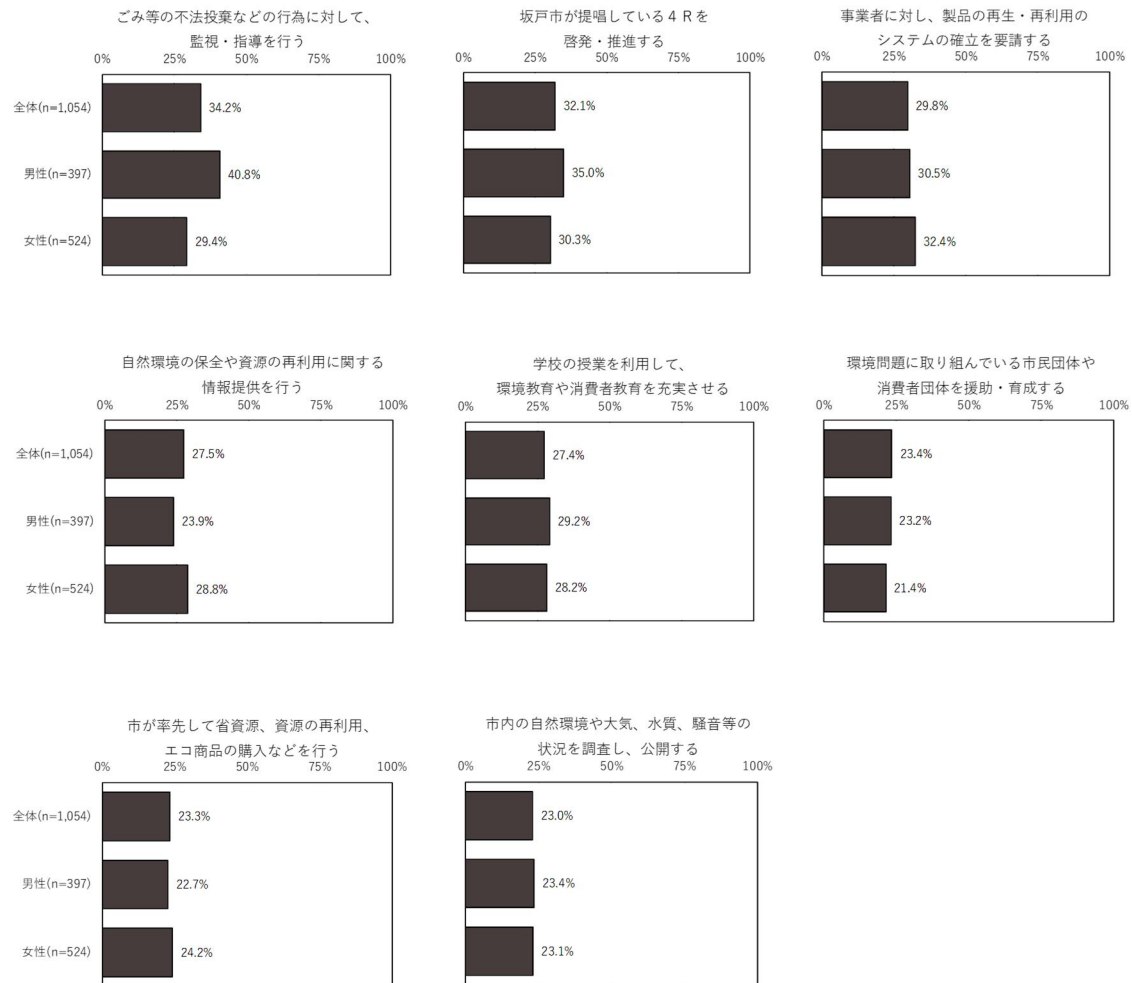
問 2 1 自然環境の保全や資源の再利用などを促進するために、坂戸市はどのようなことに力を入れていくことが望ましいと思いますか。次の中から3つまで選んで○で囲んでください。

自然環境の保全や資源の再利用などを推進するために市が力を入れるべき取組は「ごみ等の不法投棄などの行為に対して、監視・指導を行う」が最も多く、34.2%を占めている。次いで、「坂戸市が提唱している4 Rを啓発・推進する」が32.1%、「事業者に対し、製品の再生・再利用のシステムの確立を要請する」が29.8%と続いている。



## 【性別】（上位 8 項目）

男女ともに「ごみ等の不法投棄などの行為に対して、監視・指導を行う」、「坂戸市が提唱している 4 R を啓発・推進する」、「事業者に対し、製品の再生・再利用のシステムの確立を要請する」と回答している人が多く、全体と同様の傾向である。

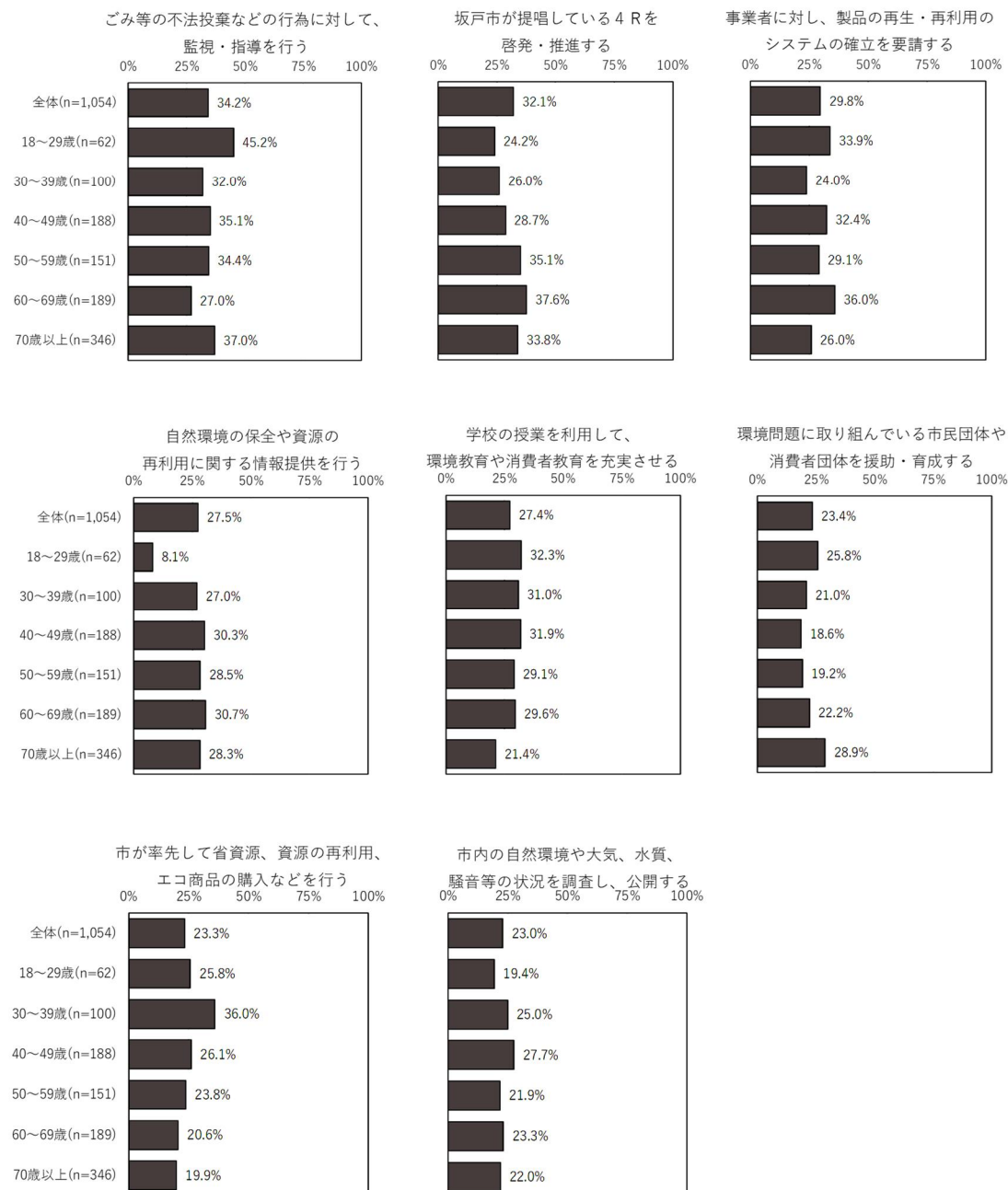


## 【年齢別】（上位 8 項目）

18～29 歳は「自然環境の保全や資源の再利用に関する情報提供を行う」が全体と比べて 19.4 ポイント少なくなっている。

30～39 歳は「市が率先して省資源、資源の再利用、エコ商品の購入などを行う」が全体と比べて 12.7 ポイント多くなっている。

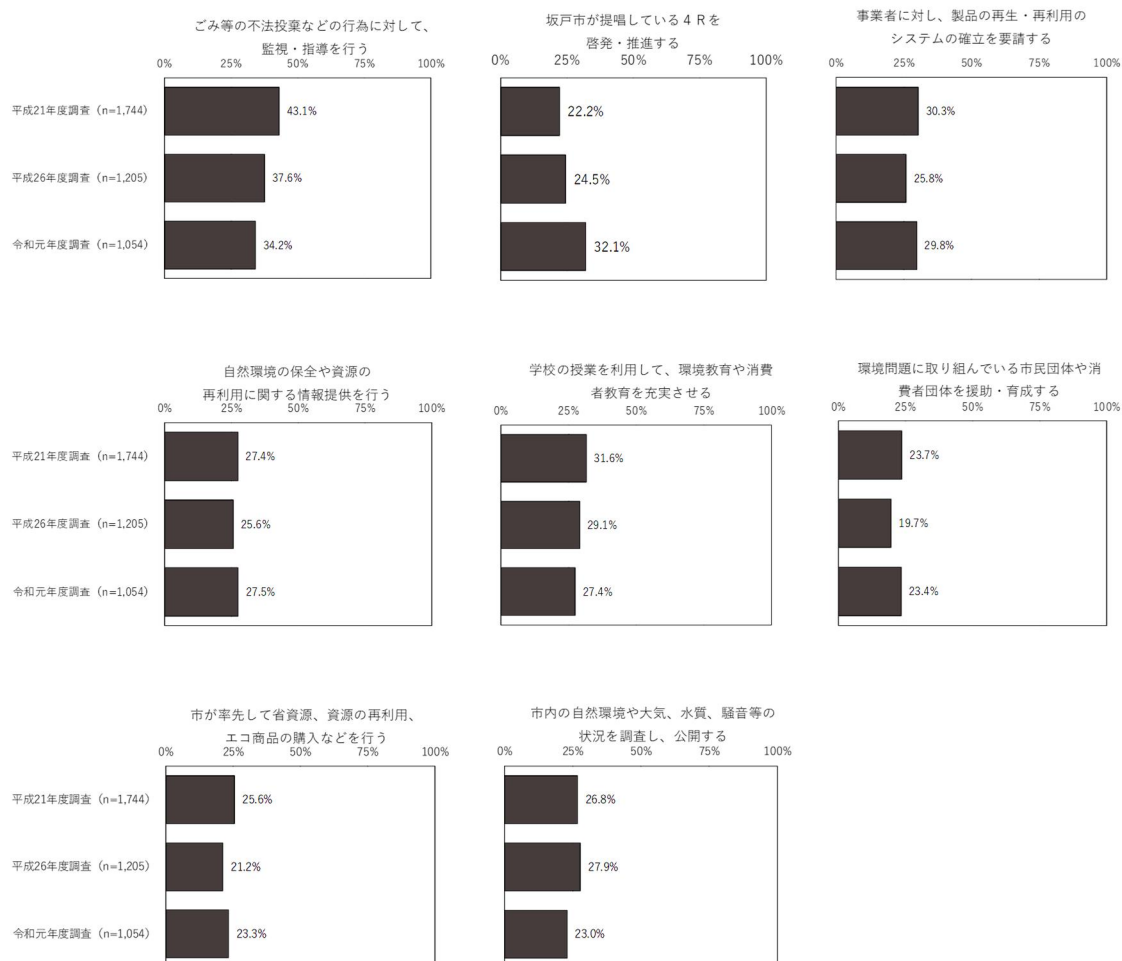
18～29 歳は「ごみ等の不法投棄などの行為に対して、監視・指導を行う」が全体と比べて 11.0 ポイント多くなっている。





## 【過年度比較】（上位 8 項目）

「ごみ等の不法投棄などの行為に対して、監視・指導を行う」、「学校の授業を利用して、環境教育や消費者教育を充実させる」は減少傾向にある。  
「坂戸市が提唱している 4 R を啓発・推進する」は増加傾向にある。



## 資料 9

## — 用 語 の 解 説 —

## 【ア行】

■ 生（いき）びん

一升びんやビールびんなど繰り返し使用可能なびんのこと。リターナブルびんともいう。

■ EM（EM菌）

EMは自然界に存在する有用微生物群のことで、「Effective」と「Microorganisms」の頭文字をあわせたもの。EMを活用して、生ごみなどの有機物を発酵させ、堆肥をつくることができる。

■ SDGs

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略。2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。2016年から2030年の15年間で、世界が達成すべきゴールを表し、17のゴールと169のターゲットで構成されている。

■ NPO

NPOは、「NonProfit Organization」の略で、直訳すると「非営利組織」となる。利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、NPOは社会的な使命を達成することを目的にした組織であり、広義では自治会や町内会も含む。

また、NPO法（正式には特定非営利活動促進法）に基づき認証を受けた団体はNPO法人（正式には特定非営利活動法人）という法人格が付与される。

## 【カ行】

■ 合併処理浄化槽

台所、風呂、洗濯などの生活に伴う排水と、し尿を併せて処理する浄化槽のこと。し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川等へ放流される水質汚濁物質の削減効果が高い。※ 単独処理浄化槽の設置は、浄化槽法の改正により平成13年4月から禁止。

■ 家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法の略称。テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機の家電を対象とし、消費者はリサイクル費用と収集・輸送費用の負担、販売店は消費者からの引き取りとメーカーへの引き渡し、メーカーは再商品化をそれぞれ義務づけている。

■ カレット

ビンを分別収集した後に粉砕処理されたガラス片のこと。カレットはビンなどの原料として有効に利用にされる。

## ■ 環境基本法

平成5（1993）年11月19日に公布、施行。環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしている。

## ■ 環境教育プログラム

学校教育の総合学習の時間等において、計画的に環境教育を進めるため、環境授業のメニュー、目的、対象学年、進め方等を明記した手順書のこと。

## ■ 環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるもの。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

## ■ グリーン購入

環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。

## ■ 建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の略称。建設工事もしくは解体工事の受注者に、特定建設資材（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くず）の分別解体と再資源化等を義務づけている。また、工事の発注者による都道府県知事への届出、解体工事業者の都道府県知事への登録などが求められている。

## ■ コンポスト

生ごみ、落葉など様々な有機物を原料に微生物の働きで発酵、分解してできる堆肥のこと。

---

## 【サ行】

## ■ 最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分する場所及びその施設・設備をいう。

処分場には、安定型（廃プラスチック等）、管理型（汚泥等）、遮断型（埋立基準値以上の有機物質を含む）がある。

## ■ 残渣

燃やさないごみや粗大ごみを破砕、選別処理した後に、再生利用できずに残ったもの。

## ■ 資源有効利用促進法

資源の有効な利用の促進に関する法律の略称。自動車やパソコンなどの製品について、3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の取組の強化をメーカーに求めている。

## ■ 自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律の略称。使用済自動車から発生するシュレッダーダスト（破碎ごみ）、エアバッグ、フロンガスの低減化を図り、自動車のリサイクルを推進することを製造業者等に義務づけている。

## ■ 循環型社会

資源循環型社会とも言い、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会など対比して使われる。太陽光や風力などの再生可能エネルギーの使用や、水や鉱物資源、石油資源などが何度も社会の内部を循環する環境への負荷の少ない社会のこと。

## ■ 循環型社会形成推進基本法

循環型社会を形成するための基本的な枠組みとなる法律で、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備、循環型社会の形成に向け実効ある取り組みの推進を図る。

## ■ 浄化槽汚泥

浄化槽において微生物が汚水を浄化する際に発生する老廃物や分解されない浮遊物質などの総称のこと。

## ■ 食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の略称。食品関連産業から排出される食品廃棄物について、飼料や肥料などの原材料として再生利用等の促進を義務づけている。

## ■ 食品ロス

まだ食べられるのに捨てられてしまっている食品のこと。  
日本では大量（平成 29 年度推計で 612 万トン）の食品ロスが発生しており、その処理に係る問題だけでなく、国内で消費される食糧の多くを海外からの輸入に頼っている中、また食糧援助が必要な国が数多くある中で、国際的な問題としても挙げられている。

## ■ 食品ロス削減推進法

食品ロスの削減の推進に関する法律の略称。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにし、基本方針の策定や食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする。

## ■ 新エネルギー

太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギー、食品廃棄物や廃材などを発電に利用するバイオマスや雪や氷を活用する雪氷冷熱などの新しいエネルギーのこと。

## ■ 人工砂

廃棄物等をおおむね 1,200 度以上に加熱し、廃棄物の有機物を熱分解、ガス化及び燃焼し、無機物を熔融した後、冷却固化して得られたガラス質又は結晶質の固形物のこと。道路に使用する路盤材、点字ブロックや雑草抑制資材などに使用される。

## ■ ストーカ式焼却炉

ごみを、可動する火格子上で移動させながら、火格子下部から空気を送入し、燃焼させる焼却炉方式のこと。

## ■ ストックマネジメント

廃棄物処理施設に求められる性能水準を保ちつつ長寿命化を図り、ライフサイクルコスト（L C C Life Cycle Cost）を低減するための技術体系及び管理手法の総称。

## ■ 生成物

物質の分解反応等により生成されるもの。本計画では、生ごみを生ごみ処理（器）機に投入してできた堆肥のこと。

---

## 【タ行】

## ■ ダイオキシン

水素、炭素、酸素、塩素の化合物であるポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCCD）と、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめた「ダイオキシン類」のこと。ポリ塩化ビフェニル（PCB）のうち、ダイオキシン類と類似の生理作用をもつコプラナーPCB（Co-PCB）と呼ばれる一群の物質も含まれる。

## ■ 長寿命化計画

廃棄物処理施設のストックマネジメントに関して定める具体的な計画を「長寿命化計画」と呼ぶ。長寿命化計画は、施設保全計画と延命化計画の二つを指す。施設保全計画の適正な実施・運用により、施設の機能低下速度が抑制され、長期にわたり適正な運転を維持することが期待できる。また、これに加えて、計画的に適時的な延命化対策を行うことにより、施設の長寿命化が達成できる。

## ■ 中間処理

収集したごみの焼却、燃やさないごみや粗大ごみの破碎、選別処理などによって、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分量を低減し、有効利用すること。

## ■ 低炭素社会

地球温暖化対策に向け、人間の諸活動によって排出される主要な温室効果ガスである二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量が少ない産業や生活の仕組みを構築した社会のこと。

## ■ 店頭回収

スーパーなどの小売店の自主的な取組として進められており、飲料缶、ペットボトル、古紙などの回収箱を店頭に置き、消費者がそれぞれを持ち込むことにより、分別回収を行うこと。

## 【ナ行】

## ■ 熱回収

廃棄物から熱エネルギーを回収すること。例えば、ごみの焼却時に発生する熱は、発電のための熱エネルギー、冷暖房や温水などの熱源として利用できる。

## 【ハ行】

## ■ パートナーシップ

市民・事業者・市など、これまで各々の目的に応じた生活や事業などを行い、時には、相反する関係にもなってきた主体が、地域単位で環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取組を行うときの協調的関係のこと。

## ■ 廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の略称。廃棄物に関する基本的な法律であり、廃棄物の区分や処理責任の所在、処理方法の基準などを規定している。

## ■ ペーパーレス化

文書や書類の電子データ化を進めて、パソコン等でファイルとして閲覧できるようにすることで、業務効率を改善しようとする取組のこと。

## 【マ行】

## ■ マイバッグ

レジ袋の削減を行うため、携帯するバッグのこと。

## 【ヤ行】

## ■ 有価物

一般廃棄物として出されたもののうち、有償で取引される再生利用可能な物。

## ■ 容器包装リサイクル法

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の略称。容器包装廃棄物のリサイクルを促進するため、平成7年度に成立した法律。この法律では、住民においては分別の協力を、市町村においては国が定める分別基準に適合する形での収集を、事業者においては容器包装廃棄物を再資源化するという枠組みとなっている。

## ■ 溶融スラグ

ごみ焼却施設から発生する焼却灰を 1,200℃以上の高温で溶融させ、スラグ化（ガラス固化）したもので、土木資材としての再利用が可能である。

---

## 【ラ行】

## ■ ライフスタイル

従来、衣食住を中心とした生活を生活様式と呼んできたが、衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶりを含めてライフスタイルと呼ぶようになった。

## ■ リサイクル

ごみとして出される不要品や廃棄物を再利用等することにより、資源やエネルギーに還元することをいう。一旦使用された製品や製造に伴い発生した副産物を回収し、原材料として再利用するマテリアルリサイクルや、ごみを化学的に処理して製品の化学原料として再生利用するケミカルリサイクル、焼却熱のエネルギーとして再利用するサーマルリサイクル（熱回収）がある。







## 第4次坂戸市一般廃棄物処理基本計画

〔中間年次改訂版〕

令和3年3月

発行：坂戸市

〒350-0292

埼玉県坂戸市千代田1-1-1

電話 049(283)1331(代)

FAX 049(283)1685